

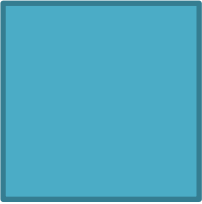
朝日町 子ども・子育て支援事業計画



平成 27 年 3 月
朝 日 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	2
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間.....	3
4 計画の対象.....	3
5 計画の基本理念.....	4
6 計画の策定体制.....	7
第2章 子どもを取り巻く現状.....	10
1 人口動態.....	10
2 施設等の状況.....	20
3 人口推計.....	21
4 ニーズ調査結果.....	23
第3章 朝日町の子ども・子育て支援.....	44
第1の柱「子ども」を応援.....	44
1 子どもをたくましく育む教育環境の充実.....	44
2 子どもを健やかに育む環境の整備.....	48
3 次世代の親の育成.....	50
第2の柱「子育て」を応援.....	52
4 親と子の健康の確保と増進.....	52
5 子育て家庭に対する支援.....	56
6 支援を要する家庭への支援.....	62
第3の柱「地域ぐるみ」で応援.....	66
7 地域における子育て支援.....	66
8 子育てを支援する生活環境の整備.....	71
9 仕事と子育ての両立を目指す環境の整備.....	73
第4章 提供区域における実施計画.....	76
1 教育・保育提供区域.....	76
2 幼児期の学校教育・保育量の見込みと提供体制の確保.....	77
3 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保.....	80
4 幼児期の学校教育・保育の推進に関する体制の確保.....	88
第5章 計画の推進及び評価.....	90
1 計画の推進.....	90
2 計画の評価.....	92
資 料.....	94
1 朝日町子ども・子育て会議の経過.....	94
2 朝日町子ども・子育て会議委員名簿.....	95



第1章 計画の策定にあたって

第1章では、本計画の趣旨、基本理念等本計画の全体像を策定しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

全国的に少子化が急速に進行しており、この少子化の問題は子どもの健やかな成長への影響だけではなく、社会保障をはじめとして労働力人口の減少や地域社会の活力の低下など、社会経済全体にきわめて深刻な影響を与えると懸念されています。

少子化の原因としては、晩婚化の進行や未婚率の上昇等があげられ、その背景には、結婚に関する意識の変化と併せて、子育てに係る経済的負担、核家族化や地域における人間関係の希薄化等により、仕事と子育ての両立の負担感や、子育てそのものの不安感が増大していることがあるものと考えられます。

平成24年8月、子育てをめぐる課題の解決を目指し、「子ども・子育て関連3法」が公布され、「子ども・子育て支援新制度」が創設されたところです。

子ども・子育て支援新制度は、「質の高い幼児期の学校教育・保育の提供」、「子育て相談や一時預かりの充実など、地域の子育て支援の充実」、「潜在ニーズを含めた待機児童解消のための保育ニーズの量的確保」、「その他多様な保育ニーズに対応」を目的として実施されます。その実現に向け、保育や教育、子ども・子育て支援事業の提供体制を確保するために市町村の責務と権限の明確化が図られることとなりました。その一環として、地域における「保育の潜在ニーズ」を含めた子ども・子育てに係るニーズ全般を把握した上で、新制度の給付・事業の需要見込量、提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込む「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられています。

朝日町における子育て支援は、平成22年3月、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、母子保健計画を包含する「朝日町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」を策定し、次の世代を担う子どもと子育て家庭を支援するため、町民、地域、行政が連携・協働し、子育て支援施策・事業の推進に努めてまいりました。この計画は、平成27年3月で計画期間が終了することから、新に策定する「朝日町子ども・子育て支援事業計画」に引き継ぎ、「子ども・子育て支援事業計画」の取り組み事項に加え、朝日町における幅広い子育て支援施策を実施するための基本指針とするものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」(第61条)に基づく法定計画であり、すべての子育て家庭を対象として、朝日町が今後取り組むべき子育て支援策の方向性や目標を定めたものです。

また、「朝日町次世代育成支援対策行動計画」を引き継ぐ計画として位置づけ、子育て支援全般の計画とし、県の「やまがた子育て応援プラン」及び上位計画となる町の「第5次朝日町総合発展計画」をはじめ、「朝日町定住促進ビジョン」、「朝日町地域福祉計画」、「朝日町障害者福祉計画」、「きらきらあさひ健康プラン21」、「朝日町教育振興基本計画」など他の関連計画との整合性を図りながら推進していきます。

3 計画の期間

本計画は、平成27年度を初年度とし、平成31年度を目標年度とする5年間の計画です。

■計画期間

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度～平成36年度
	朝日町 次世代育成支援対策行動計画						
	策 定	朝日町子ども・子育て支援事業計画					
		見直し					(仮)第2次朝日町 子ども・子育て支援事業計画

4 計画の対象

この計画は、町内すべての子どもとその家族、地域住民、行政及び企業・団体等を対象とします。

また、子ども・子育て支援法における「子ども」とは、満18歳未満の児童となっていますが、この計画の主な対象は、義務教育終了前までの児童としています。

5 計画の基本理念

(1) 基本理念

未来を担う子どもたちの笑顔があふれるあさひまち

～一人ひとりが光輝く「あさひっこ」～

これからを生きる子どもが、健やかに生まれ、豊かな自然や文化環境の中で元気にのびのび育ち、保護者が喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができることは、子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、活気あるまちの担い手の育成につながります。また、子どもは、一人ひとり異なる個性や能力を持ち、将来の様々な可能性に満ち溢れています。この可能性を十分に開花させ、自らが自立した大人へと成長していくには、成長段階に応じた教育・保育等を通じ、すべての子どもたちが一人ひとりかけがえのない個性のある存在として認められるとともに健やかに成長できる環境の整備が求められます。

子どもは、家庭はもとより学校や地域との関わりの中で成長していきます。子育ては、子どもの成長とともに家庭、学校、地域も成長していくという好循環をつくっていく町民運動としての展開が求められます。このため、地域全体が積極的に子育てに関わりを持ち、子どもの健全育成を図ることがこれからのまちの成長にもつながります。地域全体で子育てを支援し、一人ひとりが満天の星のごとく光輝く「あさひっこ」の笑顔があふれるあさひまちを目指します。

(2) 計画を実現する3つの柱

第1の柱「子ども」を応援

○子どもがたくましく心豊かに育つことができる環境をつくる

次世代を担う子どもたちが、未来に向かって明るく伸び伸び育っていけるよう、地域資源を活かした様々な体験機会を提供するとともに、家庭、学校、地域が一体となり「子ども」を応援するまちを目指します。

第2の柱「子育て」を応援

○安心して産み育てることができる環境をつくる

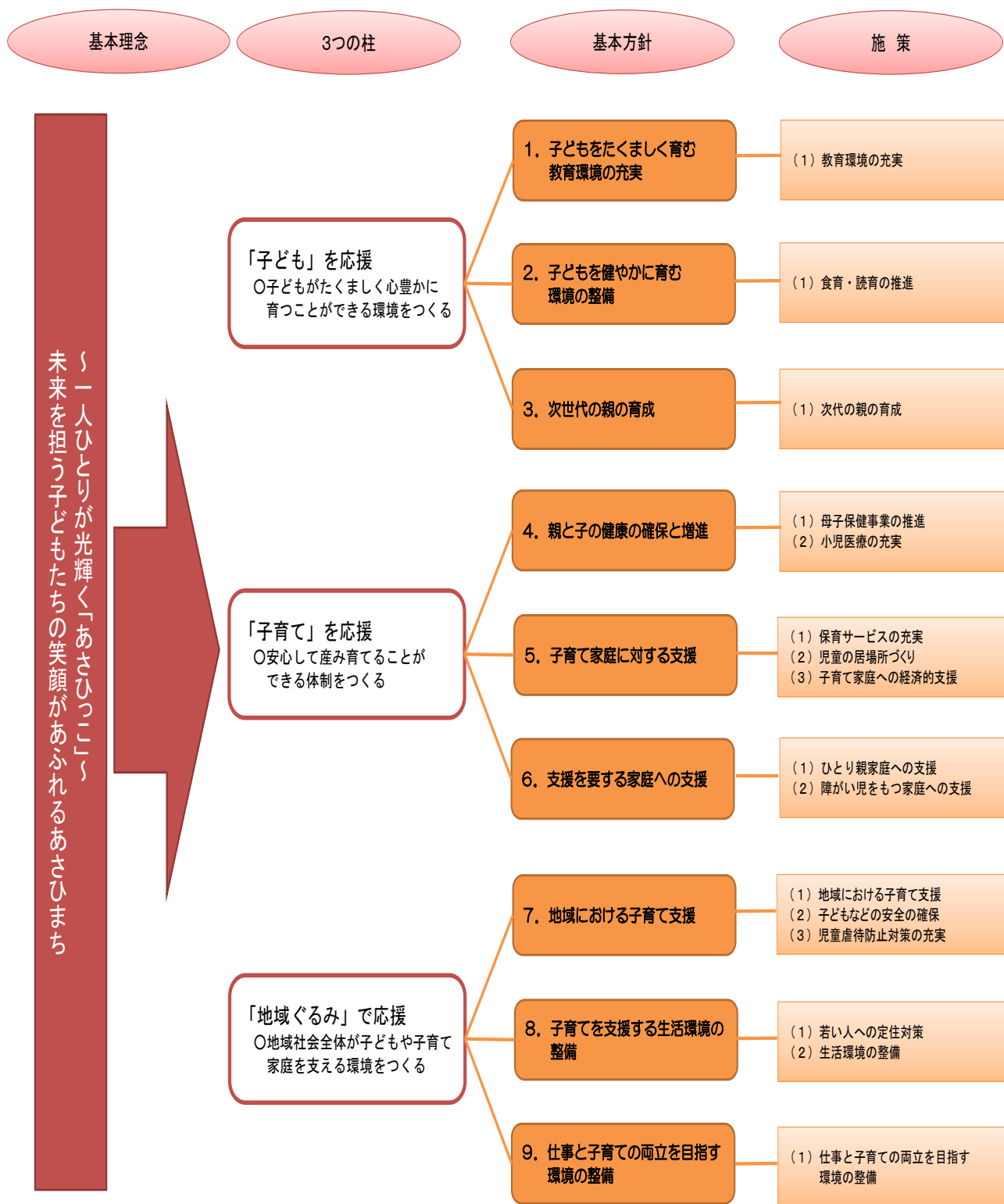
不安なく安心して健やかな子どもを産み育てることができるように、安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、乳幼児期からの子どもの健やかな発育を支えるための保健体制、保育サービスの充実等により、子育て家庭の暮らしを適切に支援し「子育て」を応援するまちを目指します。

第3の柱「地域ぐるみ」で応援

○地域社会全体で子どもや子育て家庭を支える環境をつくる

子育てを家庭の責任のみに委ねるのではなく行政はもとより、企業を含めた地域社会全体で、子どもを守り育てることの責務を担い、安心して子育てができる環境づくり、すなわち、子育て家庭が仕事と子育てを両立させ安心して子供を育てることができるように「地域ぐるみ」で子育てを見守るまちを目指します。

(3) 子ども・子育て支援事業支援計画の体系図



6 計画の策定体制

(1) 子ども・子育て会議の設置

朝日町子ども・子育て支援事業計画の策定は、関係機関代表者、各種団体の代表者、学識経験者、住民の代表であるサービス利用者の参画による、「朝日町子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援に関する施策の推進など、計画内容の検討を行いました。

(2) ニーズ調査の実施

就学前児童及び就学児童の保護者に対し、「子ども・子育て支援事業計画」策定に必要な、子育ての状況、教育や保育、子育て支援の今後の見込みを把握するために、平成26年2月にニーズ調査を行っています。

■調査の概要

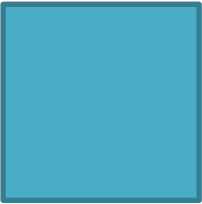
対象	配布数	①回収数 【回収率】	無効回答 (※)	②有効回答 【有効回答率】
就学前児童	206件	126件 【61.2%】	0件	126件 【61.2%】
就学児童	158件	143件 【90.5%】	1件	142件 【89.9%】

※無効回答については、白紙またはそれに準ずるもの。

■調査の対象及び調査方法

保育園児、就学児童は全員を対象とし、保育園、小学校を通じて配布・回収、それ以外の就学前児童は郵送による配布回収を行いました。

※ニーズ調査の主な結果については、第2章「子どもを取り巻く現状」、4「ニーズ調査結果」に掲載しています。



第2章 子どもを取り巻く現状

第2章では、本町の現状、今後の推計をみていきます。
また、ニーズ調査の主な結果から子育て支援の課題をあげています。

第2章 子どもを取り巻く現状

1 人口動態

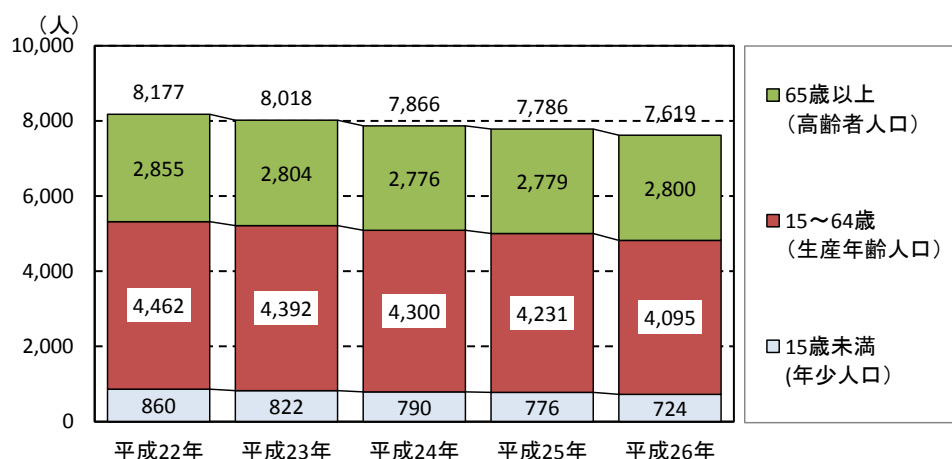
(1) 人口推移

朝日町の人口は、減少傾向で推移し、平成26年3月31日現在では、7,619人となっています。

年齢3区分人口では、年少人口、生産年齢人口は減少傾向で推移し、高齢者人口においては、平成24年以降増加に転じています。

また、年齢3区分人口割合では、年少人口割合、生産年齢人口割合が減少し、高齢者人口割合（高齢化率）の増加がみられ、平成26年3月31日現在では、年少人口割合9.5%、生産年齢人口割合53.7%、高齢者人口割合36.8%となっています。

■年齢3区分別人口



資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

■年齢3区分別人口割合

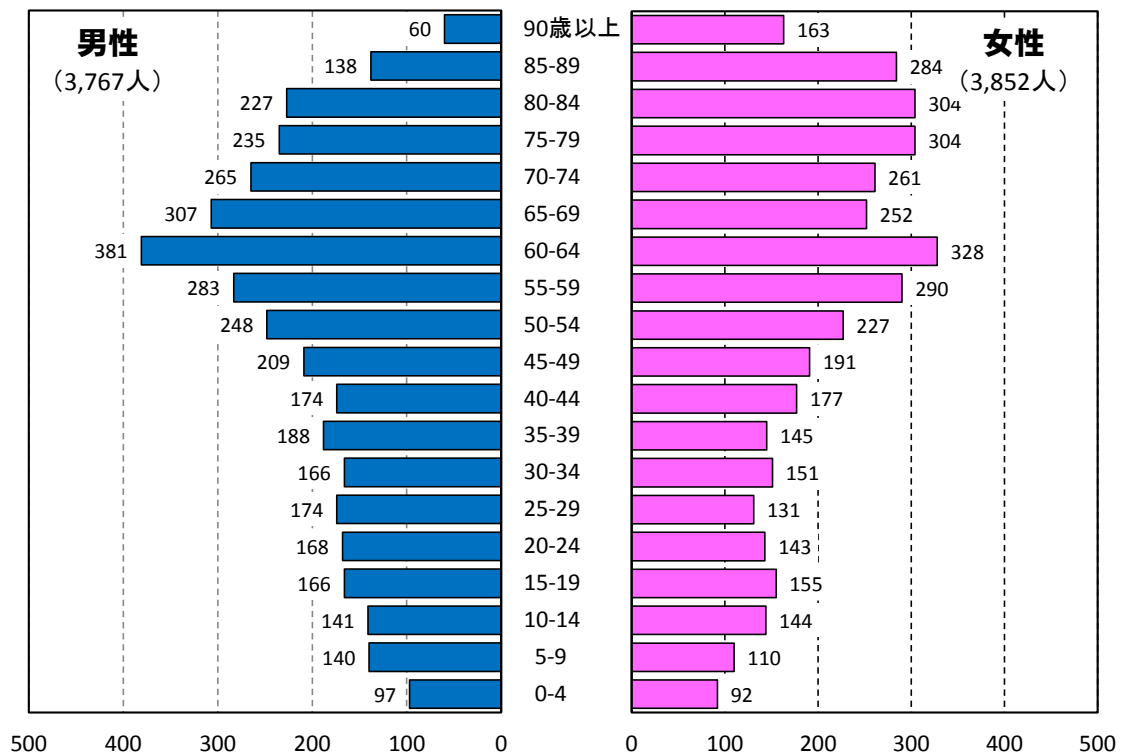


資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

(2) 人口ピラミッド

平成 26 年 3 月 31 日現在での人口ピラミッドをみると、男女ともに 60 歳から 64 歳の人口構成が多く、今後 5 年間のうちに 65 歳以上の高齢者となることから、高齢者数の大幅な増加が予測されます。さらに、0 歳から 4 歳の人口構成が最も少なく、将来の人口減少、少子高齢化が加速する人口構成となっています。

■人口ピラミッド

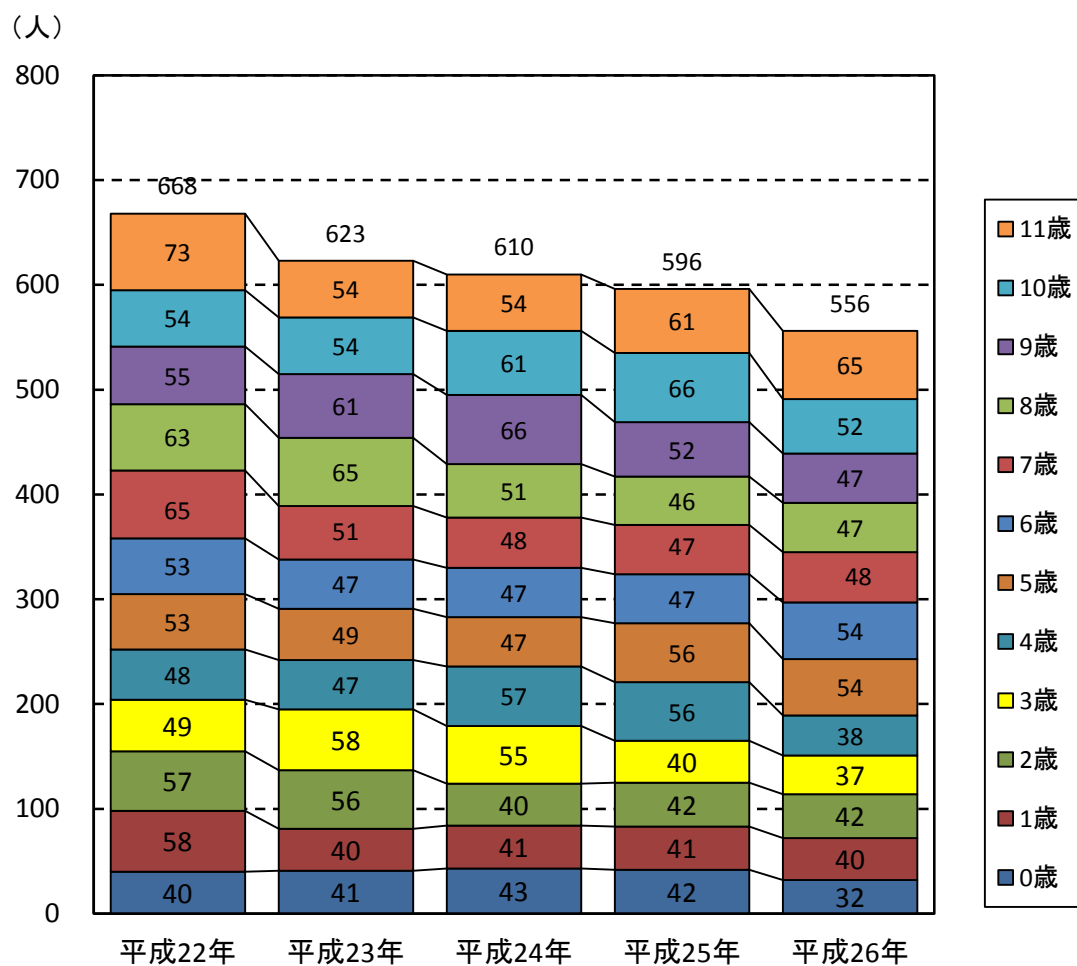


資料：住民基本台帳 平成 26 年 3 月 31 日現在

(3) 児童人口

11歳までの児童人口の推移をみると、全体人口と同様に減少傾向で推移し、平成22年に668人であった児童数が、平成26年には556人となり、112人の減少となっています。

■児童人口



資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

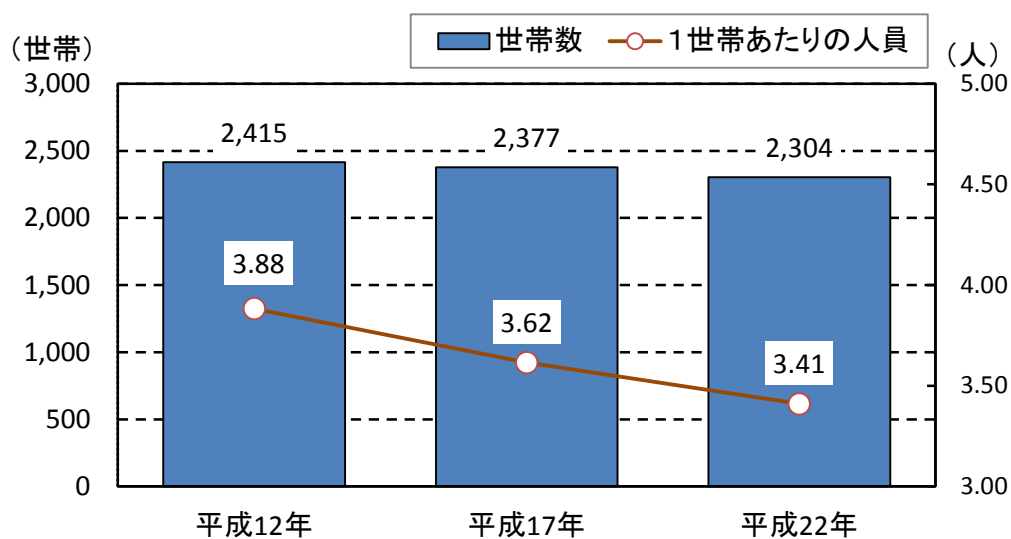
(4) 世帯の状況

国勢調査によると、世帯数は減少傾向で推移し、平成12年から平成22年の10年で111世帯減少し、平成22年の世帯数は2,304世帯となっています。

また、1世帯あたりの人員も減少傾向で推移し、平成22年では、3.41人となっています。

児童のいる世帯でみると、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯共に減少傾向で推移し、平成22年では、6歳未満親族のいる世帯で203世帯、18歳未満親族のいる世帯で585世帯となっています。

■世帯



資料：国勢調査

■児童のいる世帯

	平成12年	平成17年	平成22年
6歳未満親族のいる世帯			
世帯数	305	253	203
世帯人員	1,802	1,433	1,166
6歳未満の親族人員	405	329	286
18歳未満親族のいる世帯			
世帯数	879	730	585
世帯人員	4,947	4,018	3,151
18歳未満の親族人員	1,645	1,286	1,056

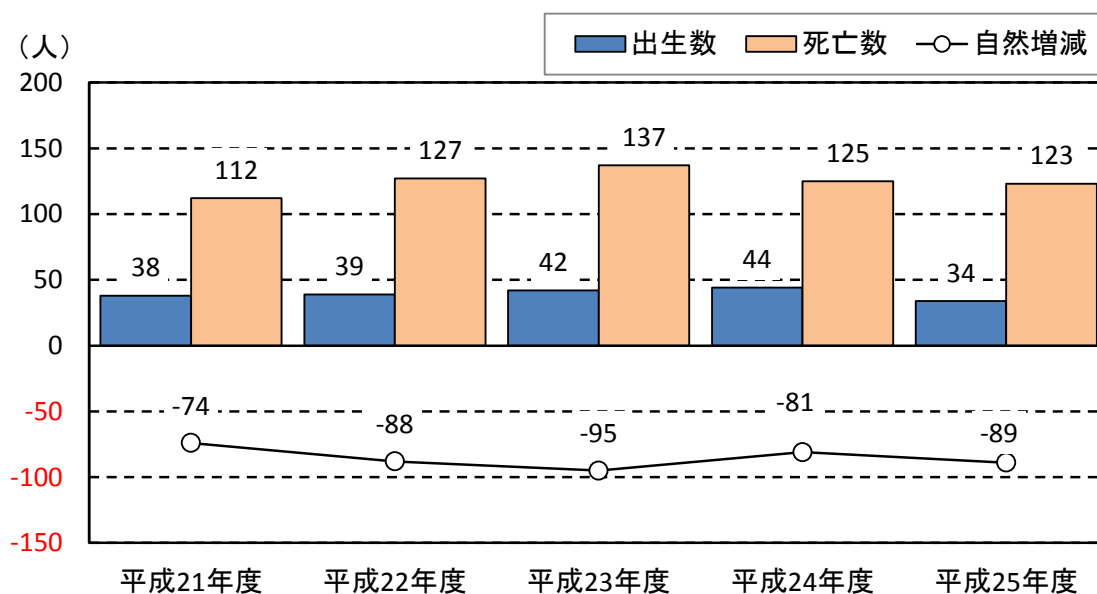
資料：国勢調査

(5) 自然動態・社会動態

出生数と死亡数の推移をみると、出生数は40人前後、死亡数は120人前後で推移し、常に死亡数が出生数を上回り、平成25年度の自然増減は、マイナス89人となっています。

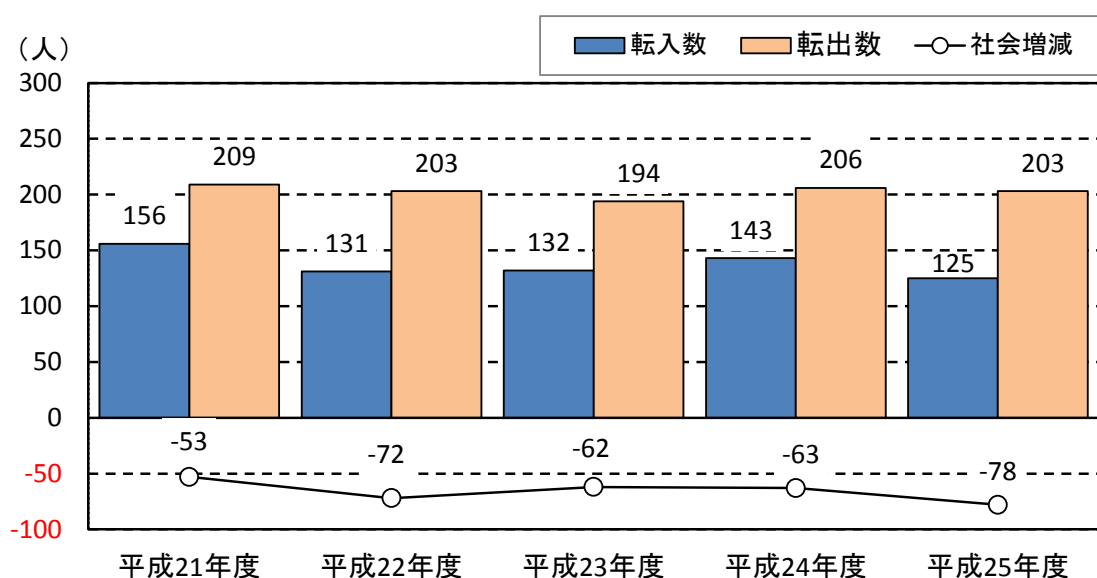
また、転入数と転出数の推移をみると、常に転出数が転入数を上回り、平成25年度の社会増減は、マイナス78人となっています。

■自然動態



資料：住民基本台帳

■社会動態

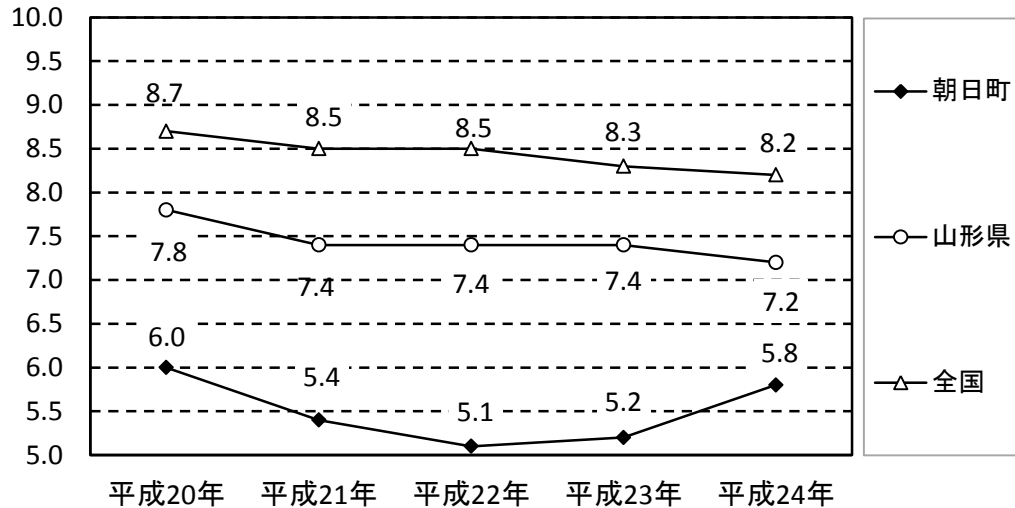


資料：住民基本台帳

(6) 出生率

出生率（人口 1,000 人当たりの出生数）は、全国、県平均より低い値で推移し、平成 24 年では、5.8 となっています。

■出生率

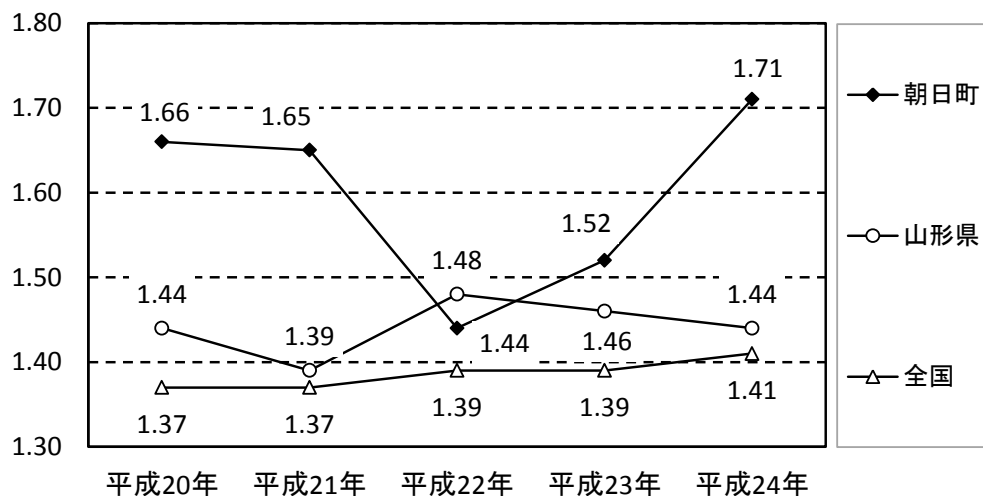


資料：県統計年鑑

(7) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成 22 年に 1.44 と県を下回る水準に減少しましたが、平成 23 年以降は、県平均、全国平均よりは高い数値で推移し、平成 24 年では、1.71 となっています。

■合計特殊出生率



資料：県統計年鑑

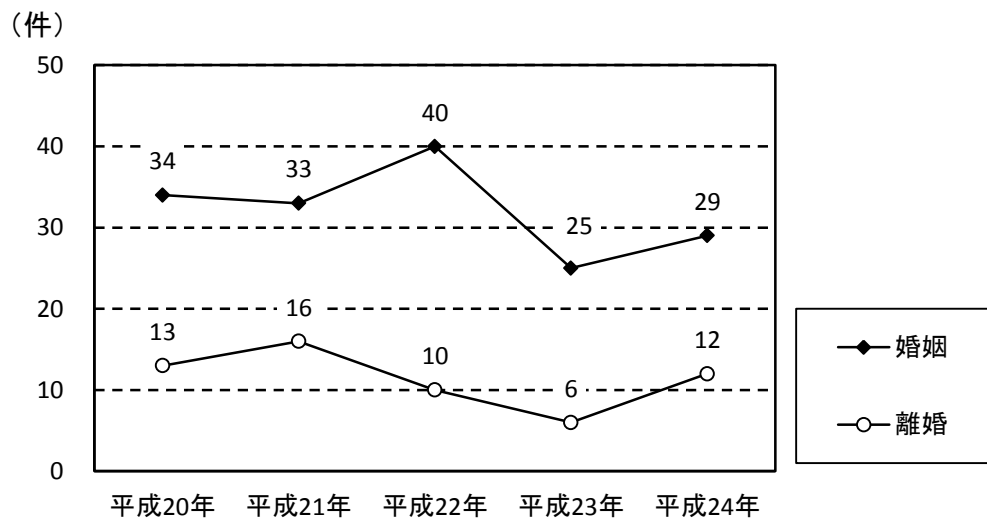
※合計特殊出生率・・・一人の女性が一生の間に生むとされる子どもの数を表す数値

(8) 婚姻・離婚

婚姻件数は、30 件前後の横ばい傾向で推移し、平成 24 年では、29 件となっています。

一方、離婚件数も、10 件前後の横ばい傾向で推移し、平成 24 年では、12 件となっています。

■婚姻・離婚

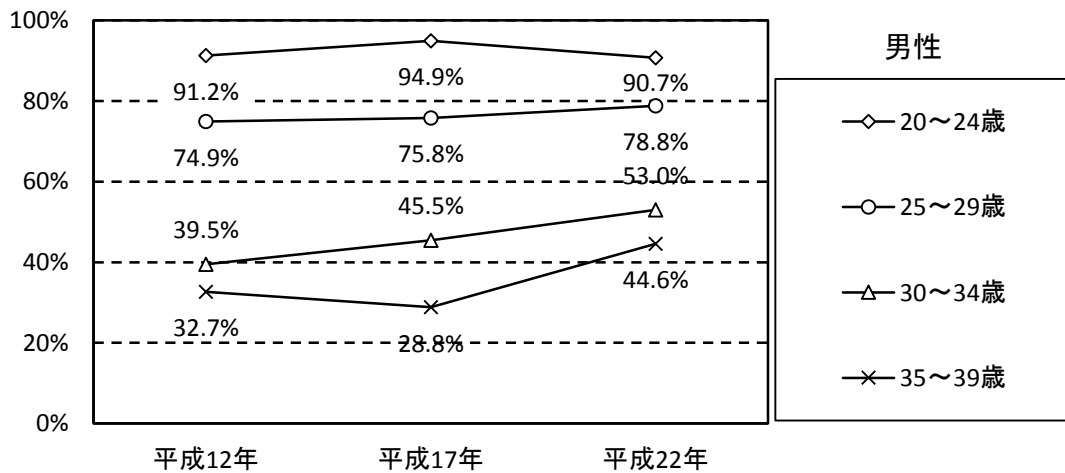


資料：県統計年鑑

(9) 未婚率

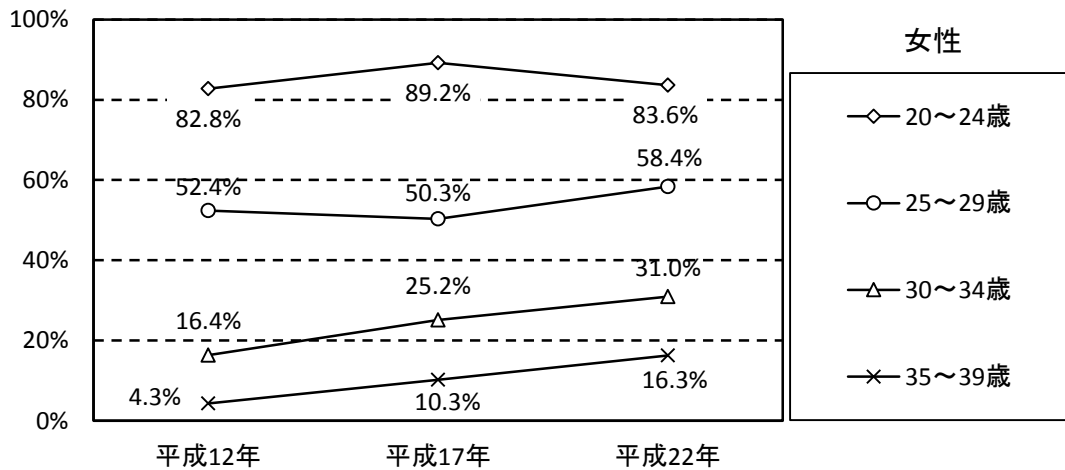
未婚率では、全体的に未婚率の上昇がみられる中で、男性女性共に30歳代の未婚率の上昇が大きくなっています。

■男性の未婚率



資料：国勢調査

■女性の未婚率



資料：国勢調査

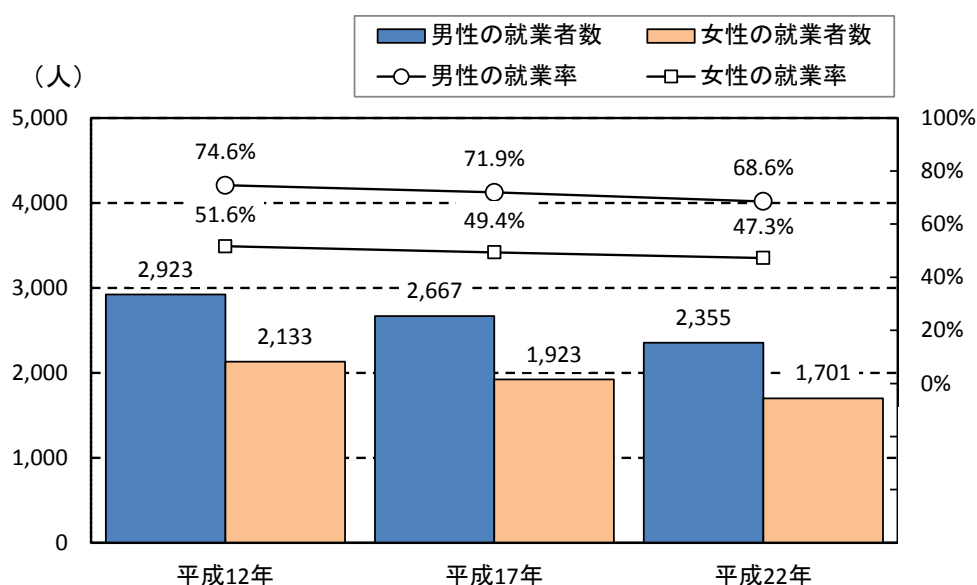
(10) 就業状況

男女別にみた就業状況は、男性、女性共に就業者数が減少傾向にあり、平成22年では男性2,355人、女性1,701人となっています。また、就業率も同様に減少傾向で推移し、男性68.6%、女性47.3%となっています。

男女別産業分類は、女性において第3次産業の増加が著しく、平成22年では5割以上が第3次産業の従事者となっています。

男女年齢別の就業率をみると、女性では20歳代から40歳代の離職者が少なく、20歳代と50歳代に就業率がピークとなる日本女性特有のM字型曲線が見られなくなっています。このことは、女性が出産・育児にかかわらず就業を続けられるようになっていることも考えられます。

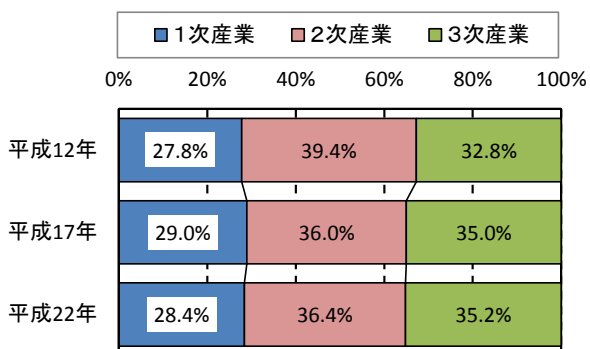
■男女別就業状況



資料：国勢調査

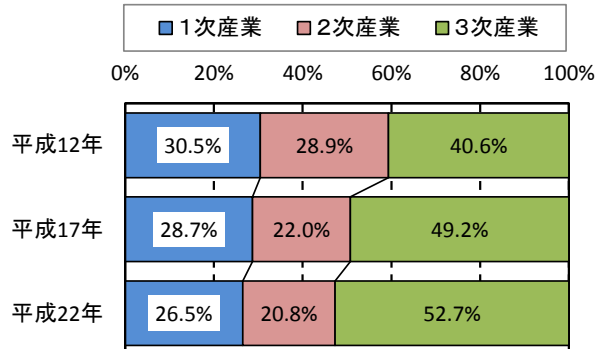
■男女別産業分類

(男性)



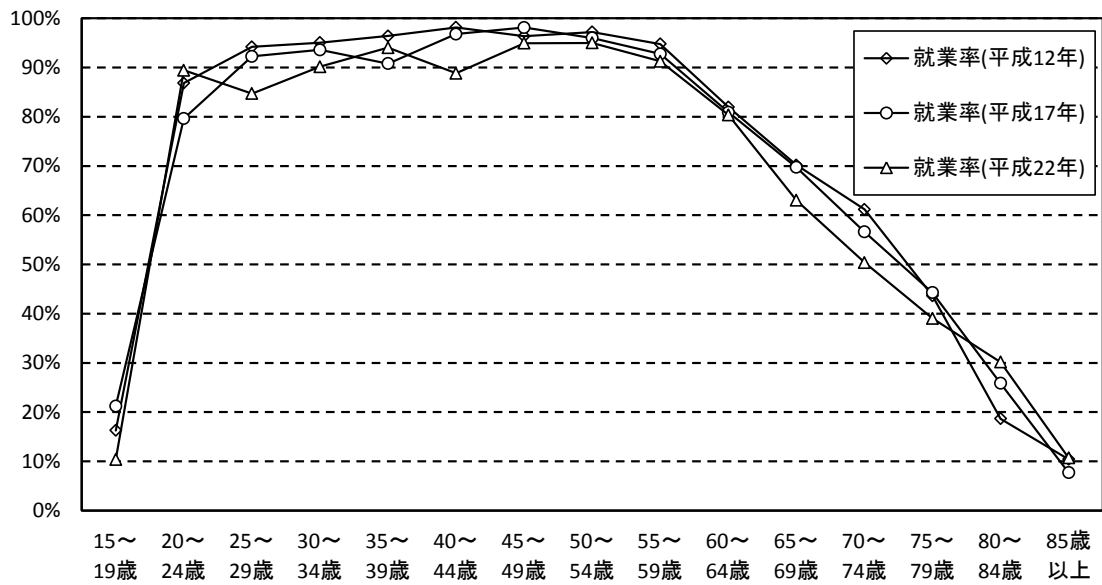
資料：国勢調査

(女性)



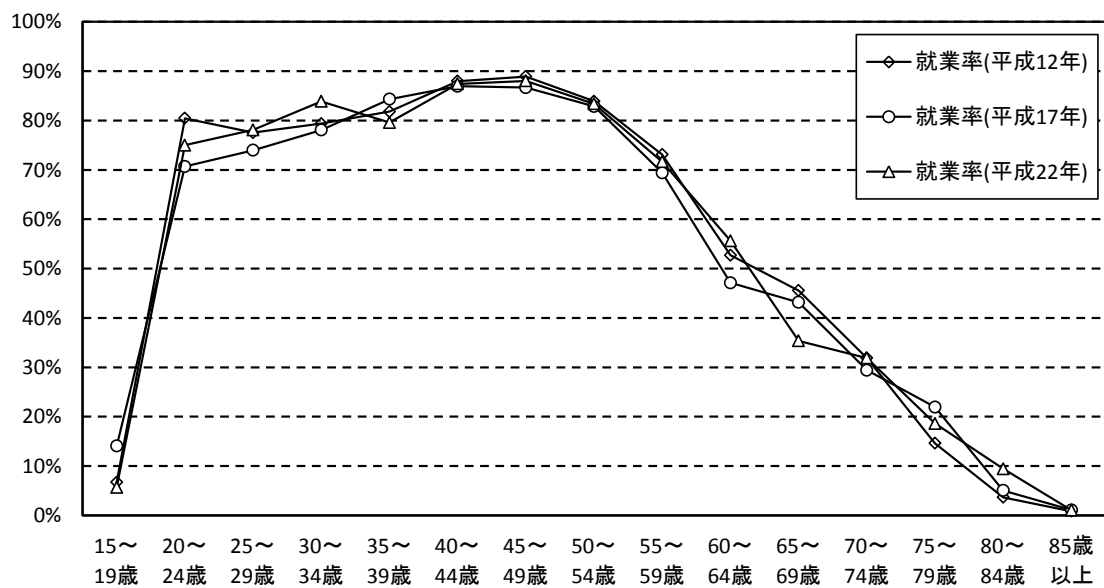
資料：国勢調査

■男女年齢別就業状況 (男性)



資料：国勢調査

(女性)



資料：国勢調査

2 施設等の状況

(1) 認可保育園

町内にある認可保育園は、平成22年4月に3施設の保育園が1施設に統合され、平成26年4月1日現在で町立の保育園が1か所あります。

入園児童数は、横ばい傾向で推移していましたが、平成26年3月31日現在では178人となり、今後減少傾向に転じることが推定されます。

■認可保育園の状況

年度	か所数 (か所)	総定員 数(人)	入所児童数(人)						
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成22年度	1	200	6	10	25	46	47	47	181
平成23年度	1	200	6	8	15	57	47	47	180
平成24年度	1	200	8	8	11	54	57	47	185
平成25年度	1	200	9	11	12	36	55	55	178

資料：福祉行政報告

(2) 放課後児童クラブ

町内にある児童クラブは、平成26年4月1日現在で1か所あります。

放課後児童クラブの登録児童数は、平成26年3月31日現在で、通年22人、通年外24人の合計46人となっています。

■放課後児童クラブの状況

年度	か所数 (か所)	登録児童数(人)			
		学年	通年	通年外	合計
平成23年度	1	1年	4	4	8
		2年	6	3	9
		3年	2	11	13
		4年	0	3	3
		5年	0	0	0
		合計	12	21	33
平成24年度	1	1年	7	4	11
		2年	5	3	8
		3年	6	0	6
		4年	2	8	10
		5年	1	2	3
		合計	21	17	38
平成25年度	1	1年	8	3	11
		2年	6	5	11
		3年	5	3	8
		4年	2	8	10
		5年	1	5	6
		合計	22	24	46

資料：健康福祉課

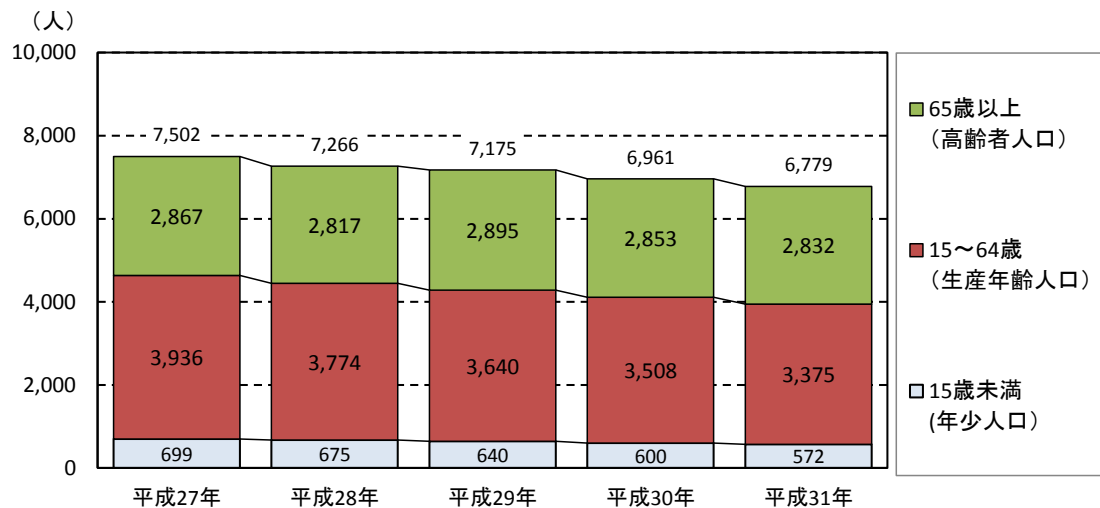
3 人口推計

(1) 人口推計

平成23年から平成26年の住民基本台帳を基に、将来人口をコーホート変化率法により推計したところ、減少傾向で推移し、平成31年の総人口は6,779人と予測されます。

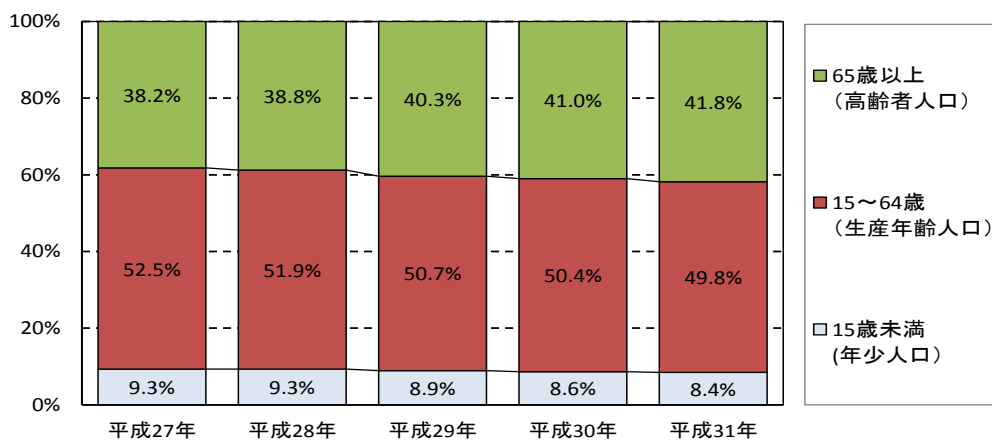
また、年齢3区分人口割合では、年少人口割合、生産年齢人口割合が減少し、高齢者人口割合（高齢化率）の増加がみられます。

■年齢3区分別人口



資料：平成23年から平成26年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

■年齢3区分別人口推計（割合）



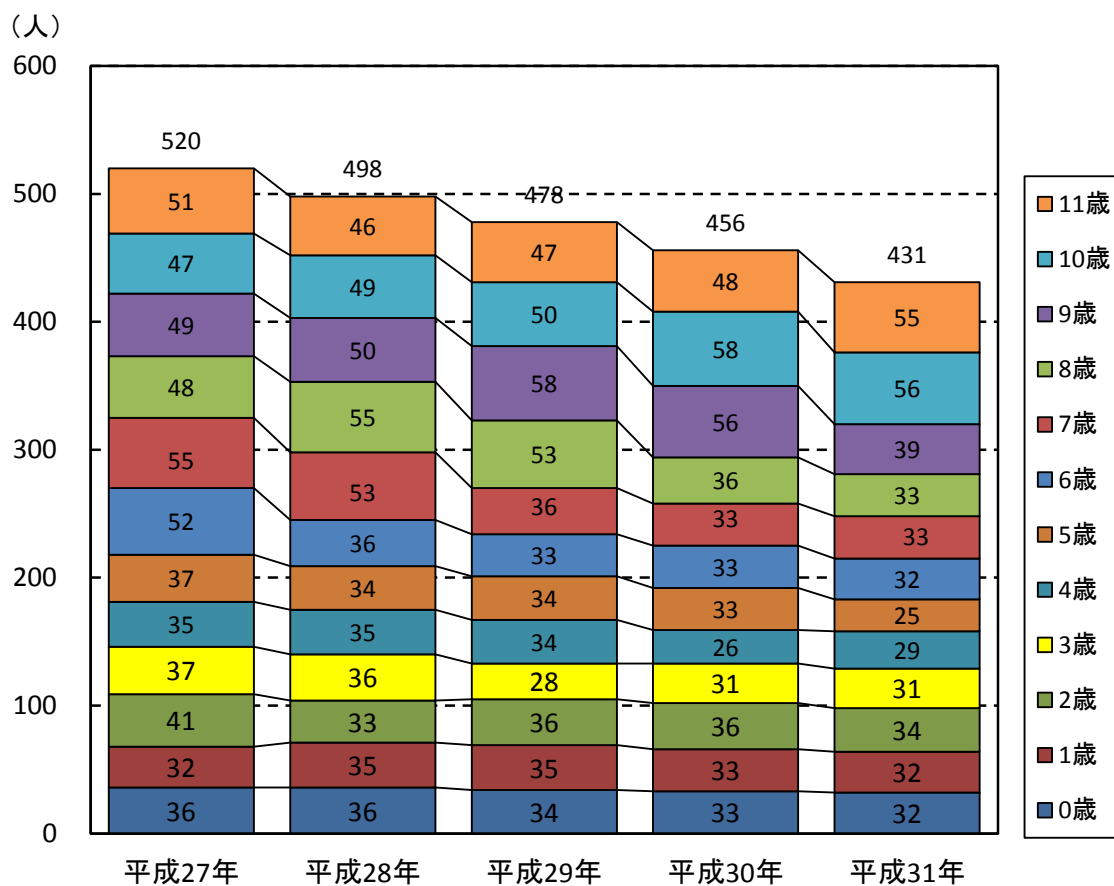
資料：平成23年から平成26年の住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

※コーホート変化率法：一定期間に出生した集団（コーホート）に着目し、1歳別に、その時間的变化（1年後の人口の変化）を将来も一定であると仮定し、推計する人口推計方法。

(2) 児童人口の推計

平成23年から平成26年の住民基本台帳を基に、11歳までの児童人口をコーホート変化率法により推計したところ、減少傾向で推移し、平成31年の児童人口は431人と予測されます。

■児童人口推計



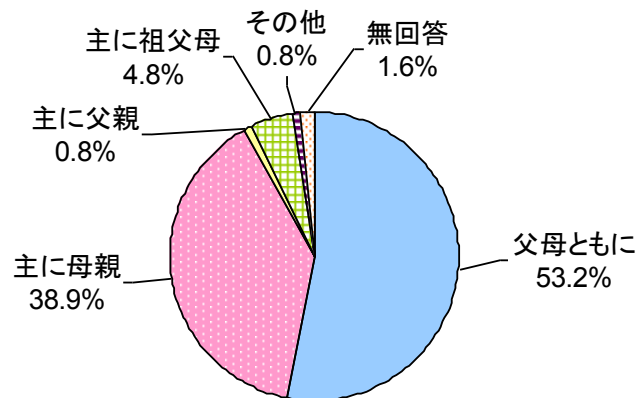
4 ニーズ調査結果

(1) 主な調査結果【就学前児童】

①子育てを主に行っている方

子どもの子育てを主に行っている方は、「父母ともに」(53.2%)、「主に母親」(38.9%)とこの2つの回答が圧倒的に多くなっています。

■子育てを主に行っている方

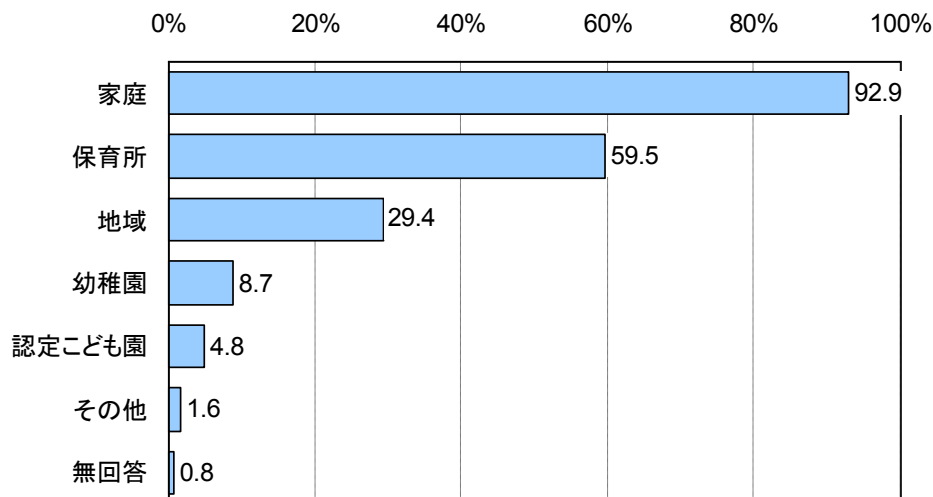


(回答者: 126人)

②子育てに影響すると思われる環境

子どもの子育て(教育を含む)に最も影響すると思われる環境は、「家庭」が92.9%と最も多く、次いで「保育所」(59.5%)、「地域」(29.4%)、「幼稚園」(8.7%)となっています。

■子育てに影響すると思われる環境



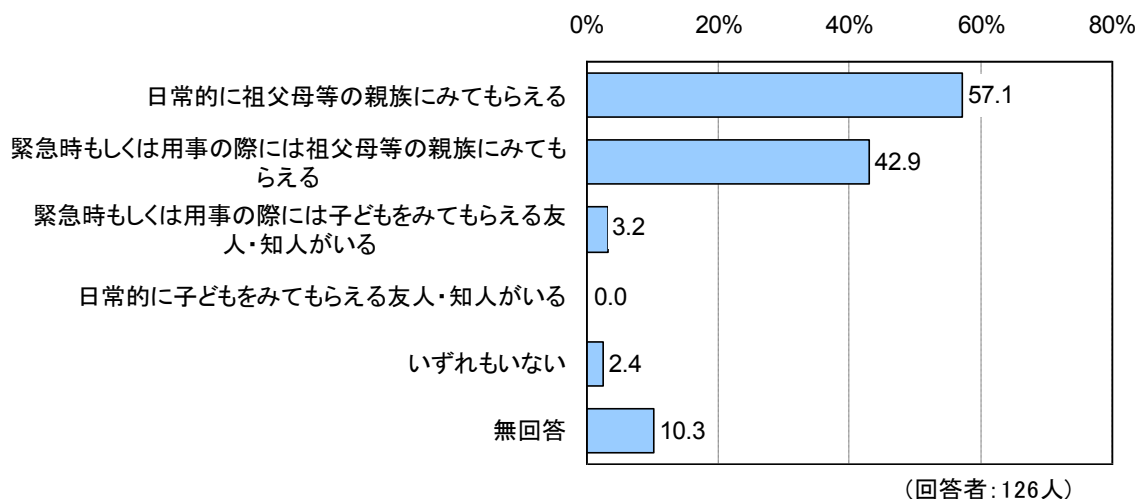
(回答者: 126人)

③子どもをみてもらえる親族・知人

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかは、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が57.1%と最も多く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(42.9%)となっており、比較的、祖父母や親族等に預けられるという回答が多くなっています。

また、「いずれもない」という回答は2.4%あります。

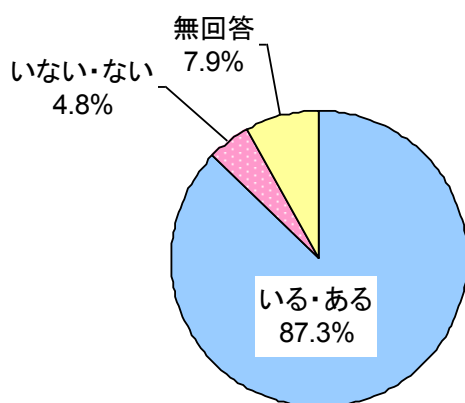
■子どもをみてもらえる親族・知人



④相談者及び相談できる場所

子どもの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人、場所は、87.3%が「いる・ある」と回答しているものの、「いない・ない」という回答も4.8%あります。

■相談者及び相談できる場所

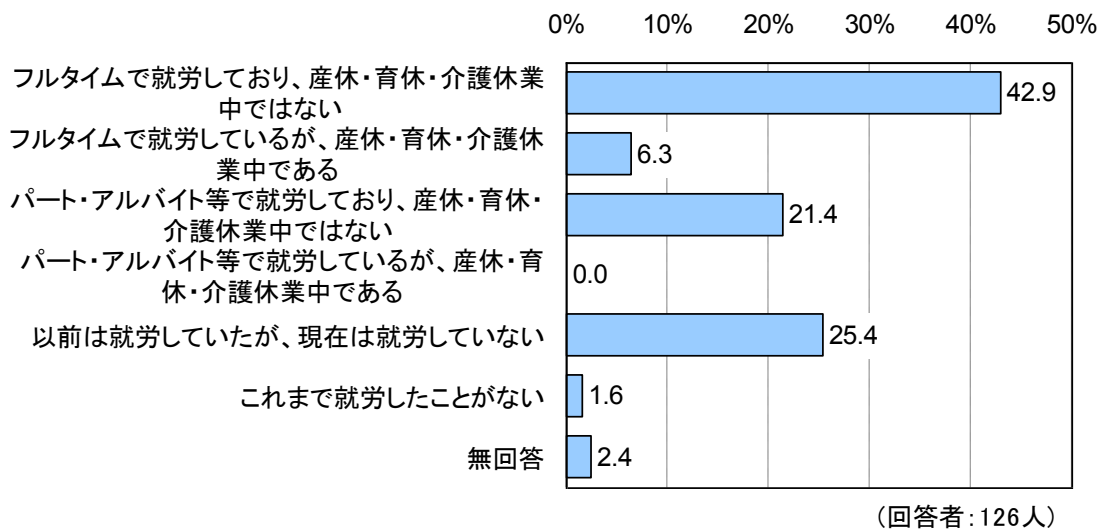


(回答者: 126人)

⑤母親の就労状況

母親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が42.9%と最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」(25.4%)、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(21.4%)となっています。

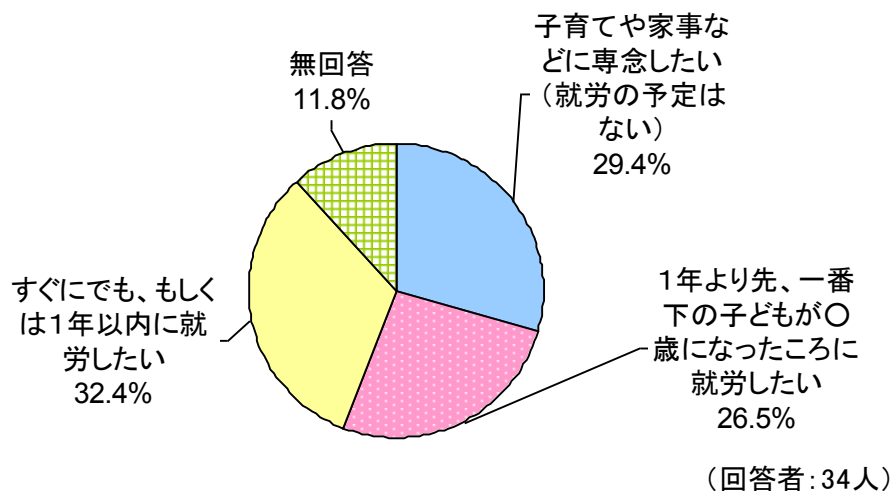
■母親の就労状況



⑥就労希望

現在就労していない母親の今後の就労希望を尋ねると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が32.4%で最も多く、次いで「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったころに就労したい」(26.5%)、「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」(29.4%)となっています。

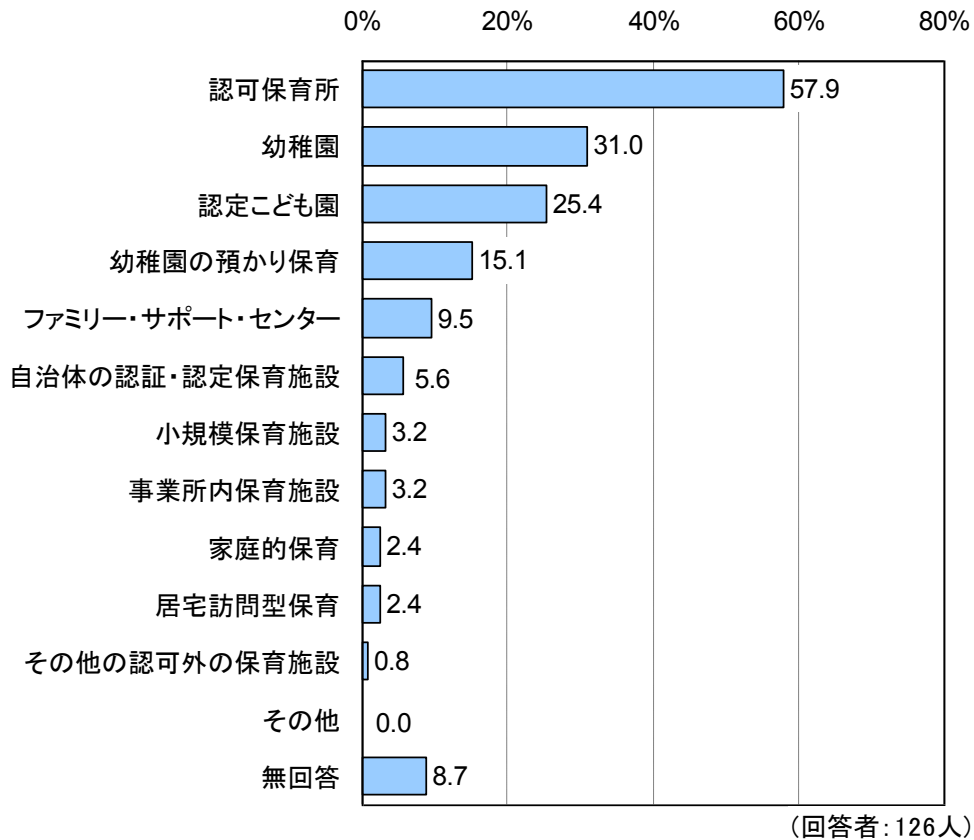
■就労希望



⑦平日の教育・保育の事業として定期的に利用したい事業

平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業は、「認可保育所」が 57.9%と最も多く、次いで「幼稚園」(31.0%)、「認定こども園」(25.4%)、「幼稚園の預かり保育」(15.1%)の順となっています。

■平日の教育・保育の事業として定期的に利用したい事業

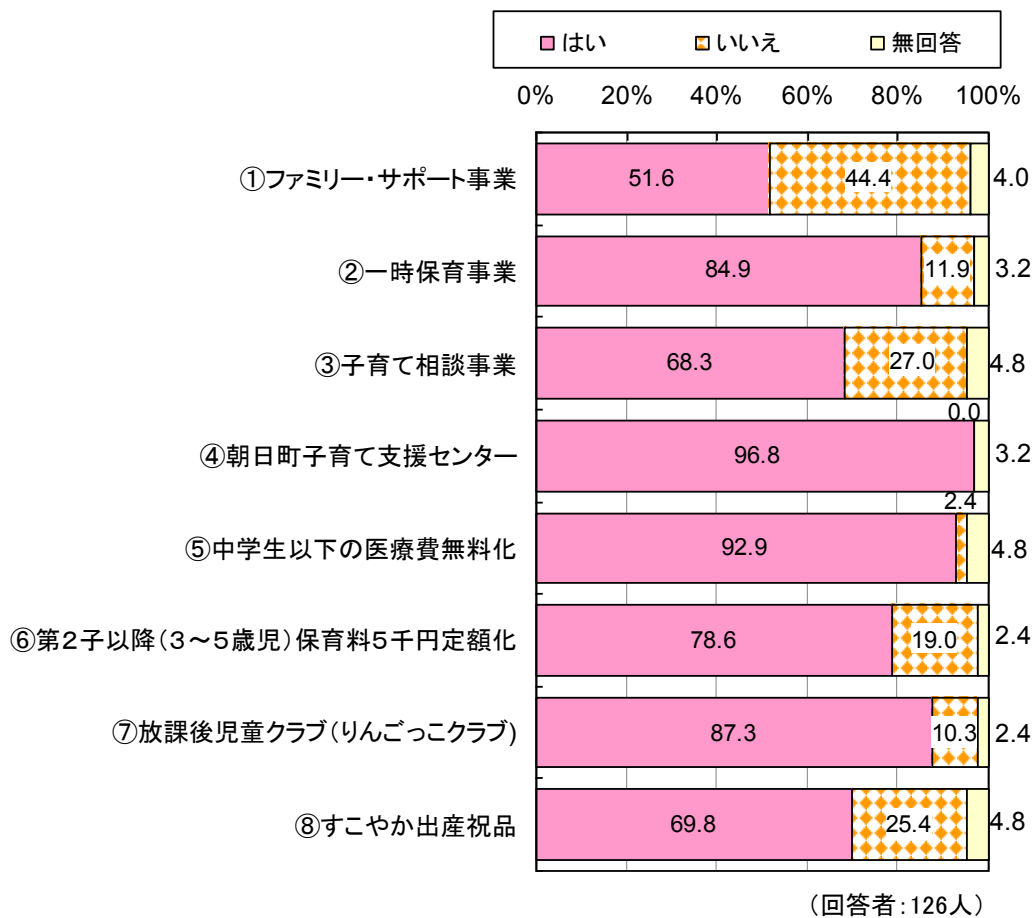


⑧子育て支援サービスの認知度

朝日町で実施している子育て支援サービスの認知度は、「④朝日町子育て支援センター」(96.8%)と「⑤中学生以下の医療費無料化」(92.9%)が9割を超えて圧倒的に多くなっています。また「⑦放課後児童クラブ(りんごっこクラブ)」、「②一時保育事業」の認知度も8割を超えています。

一方、認知度が最も低いのは、「①ファミリー・サポート事業」の51.6%となっています。

■子育て支援サービスの認知度



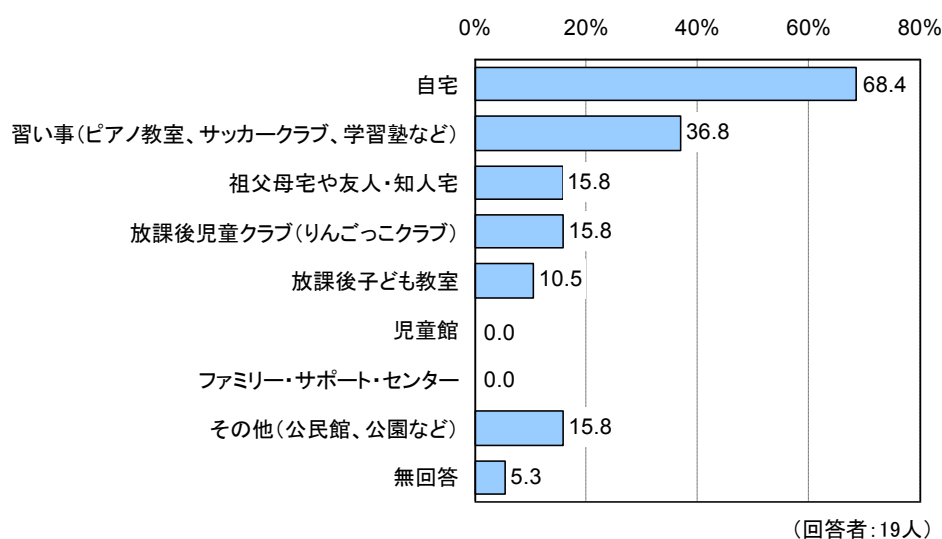
⑨放課後の過ごし方

小学校低学年（1～3年生）の放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかは、「自宅」が68.4%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（36.8%）、「祖父母宅や友人・知人宅」、「放課後児童クラブ（りんごっこクラブ）」（それぞれ15.8%）の順となっています。

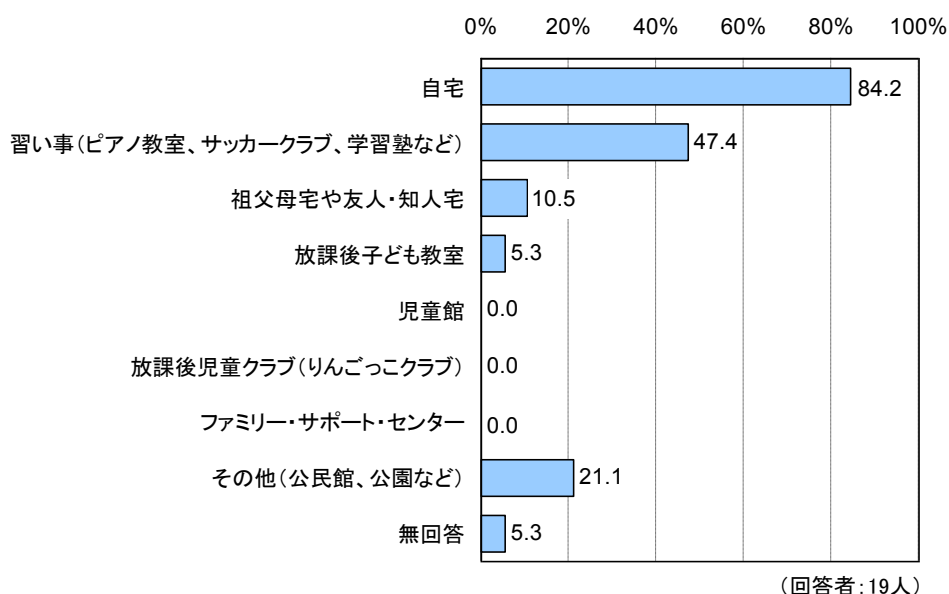
また、小学校高学年（4～6年生）の放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思うかは、「自宅」が84.2%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（47.4%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（10.5%）の順となっています。

■放課後の過ごし方

【小学校低学年での希望】



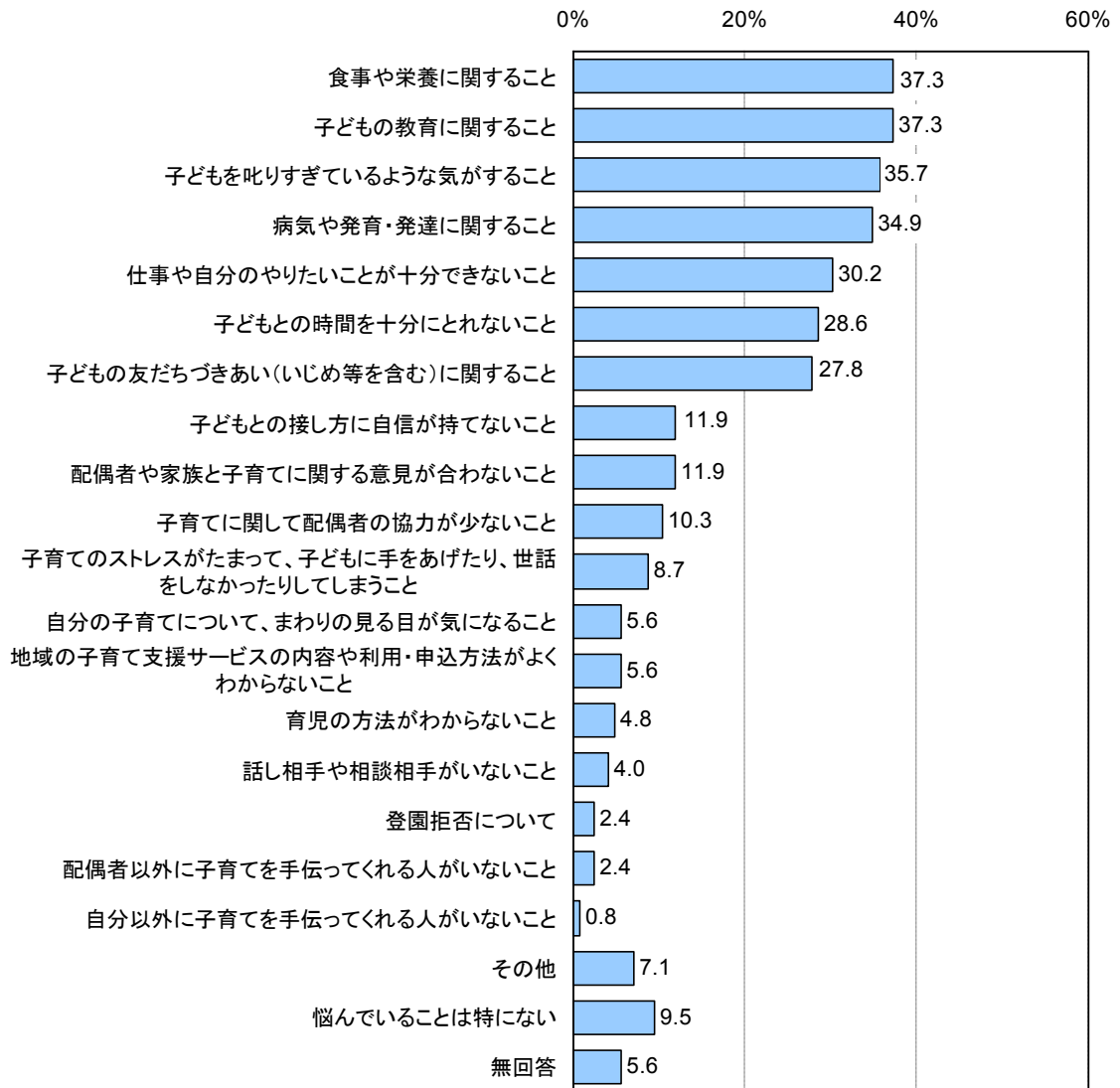
【小学校高学年での希望】



⑩子育てに関して日頃悩んでいること

子育てに関して日頃悩んでいること、気になることは、「食事や栄養に関すること」、「子どもの教育に関すること」がそれぞれ 37.3% で最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」（35.7%）、「病気や発育・発達に関すること」（34.9%）、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」（30.2%）となっています。

■子育てに関して日頃悩んでいること

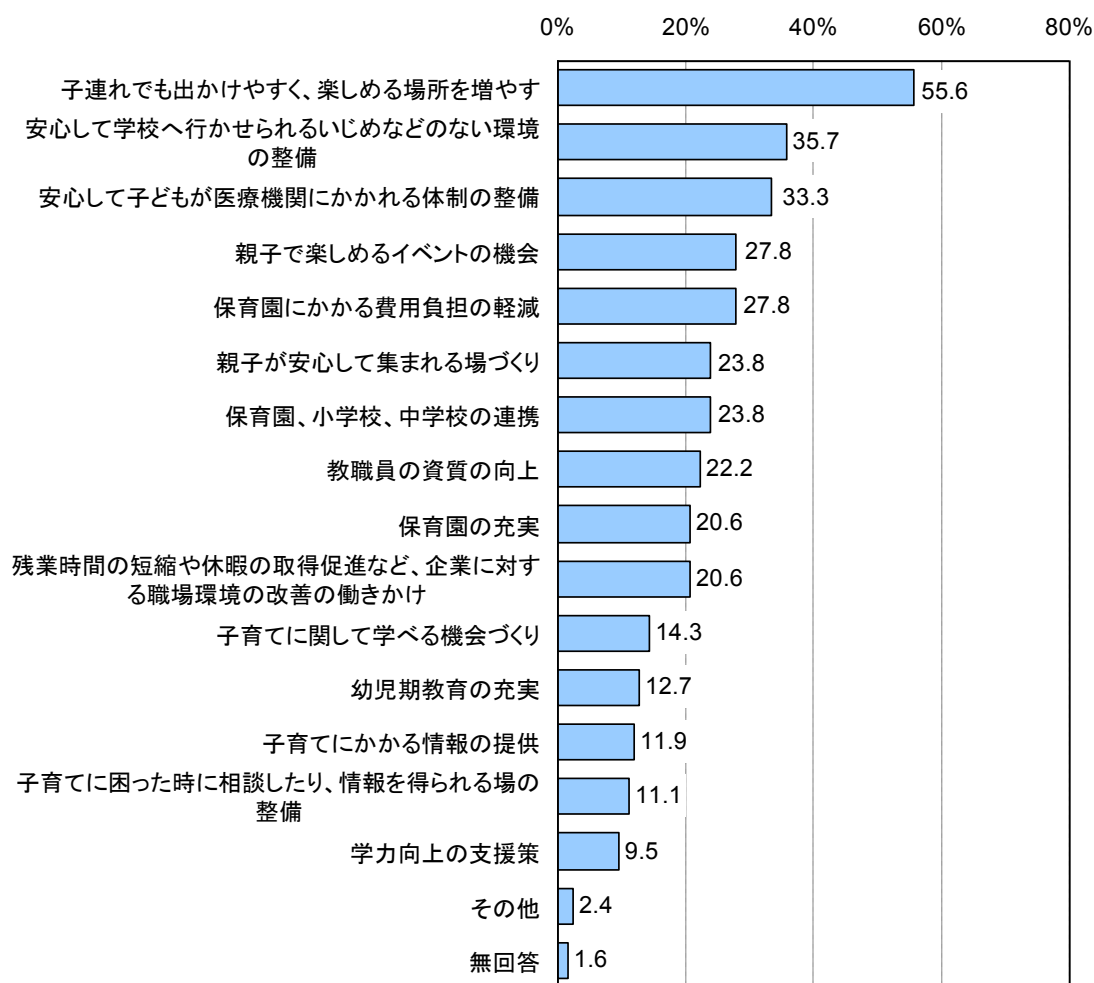


(回答者:126人)

⑪子育て支援について

今後町が力を入れるべき子育て支援は、「子連れでも出かけやすく、楽しめる場所を増やす」が55.6%と半数を超えて最も多く、次いで「安心して学校へ行かせられるいじめなどのない環境の整備」(35.7%)、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」(33.3%)の順となっています。

■子育て支援について

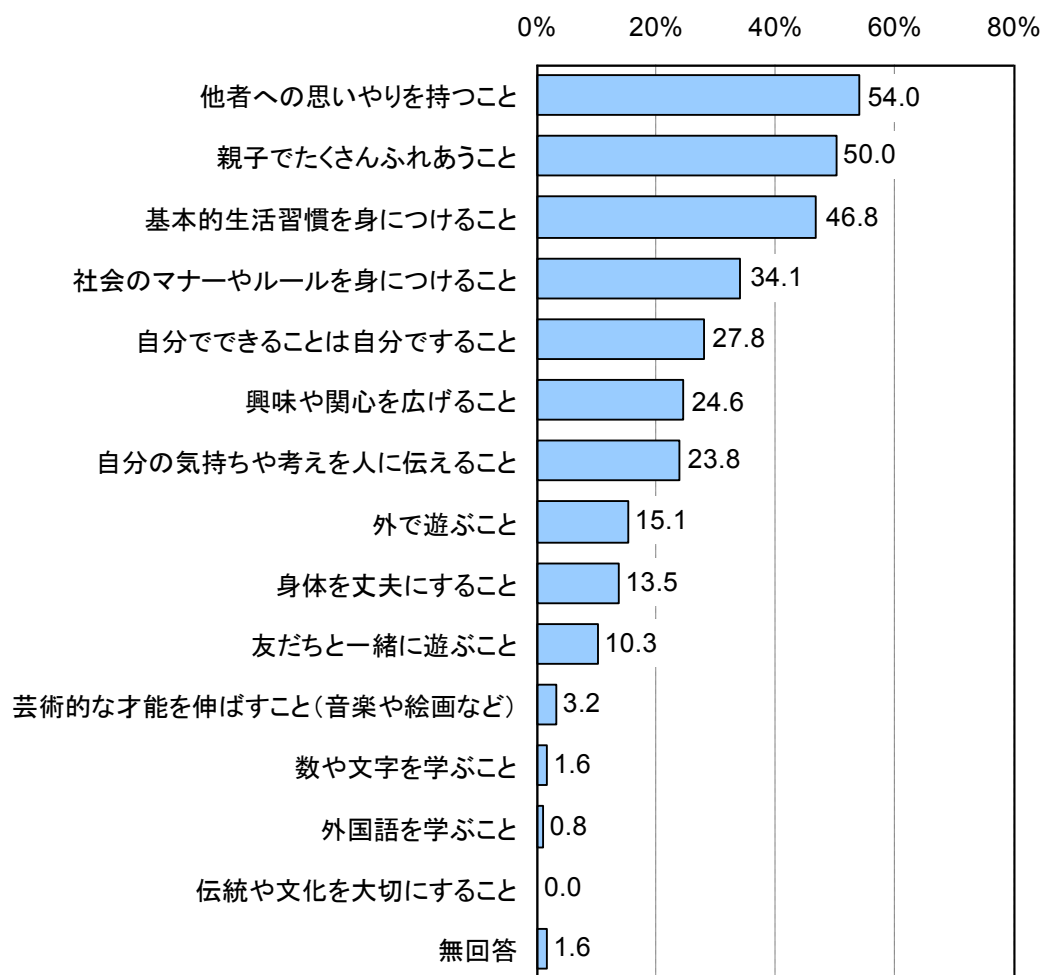


(回答者:126人)

⑫子育てをする上で力を入れていること

あなたは子育てをする上で何に力を入れているかでは、「他者への思いやりを持つこと」が54.0%で最も多く、次いで「親子でたくさんふれあうこと」(50.0%)、「基本的生活習慣を身につけること」(46.8%)の順となっています。

■子育てをする上で力を入れていること

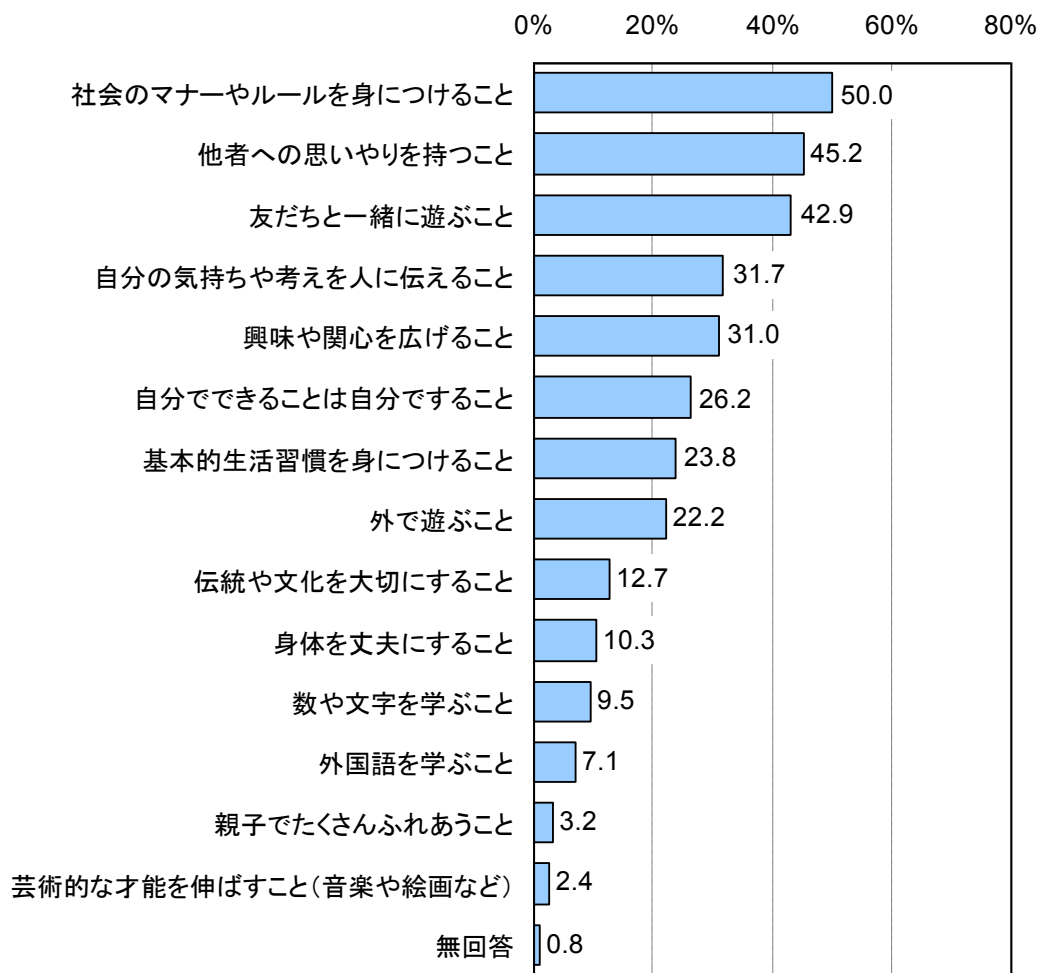


(回答者:126人)

⑬保育・教育において力を入れてほしいこと

町の保育園における保育・教育において何に力を入れて欲しいかは、「社会のマナーやルールを身につけること」が50.0%で最も多く、次いで「他者への思いやりを持つこと」(45.2%)、「友だちと一緒に遊ぶこと」(42.9%)の順となっています。

■保育・教育において力を入れてほしいこと



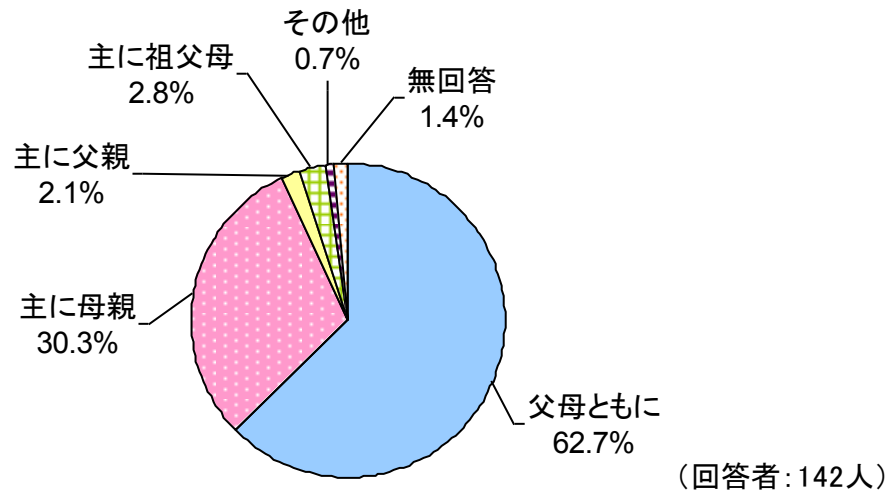
(回答者:126人)

(2) 主な調査結果【就学児童】

①子育てを主に行っている方

子どもの子育てを主に行っている方は、「父母ともに」(62.7%)、「主に母親」(30.3%) とこの2つの回答が圧倒的に多くなっています。

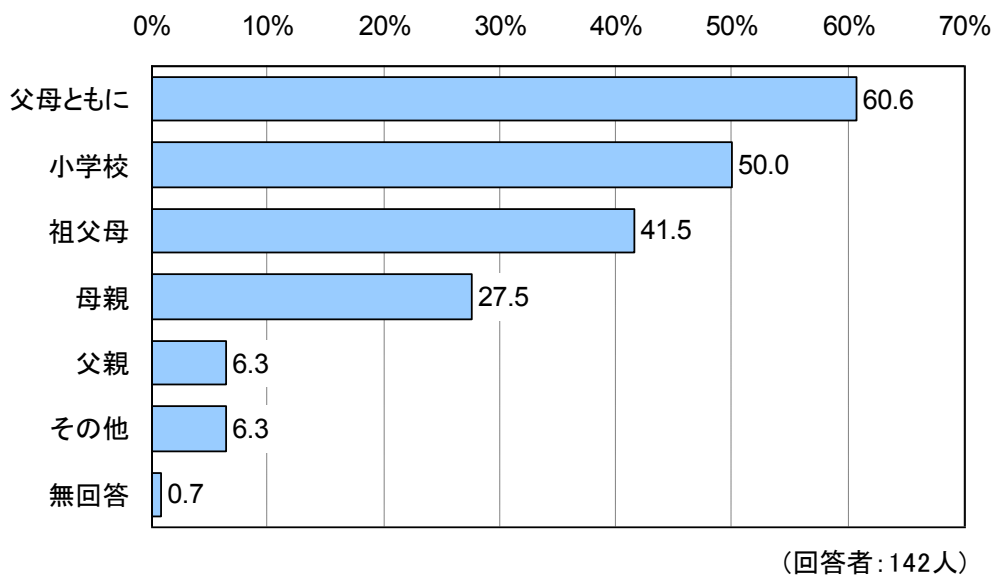
■子育てを主に行っている方



②子育てに影響すると思われる環境

子どもの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人、場所は、「父母ともに」が60.6%と最も多く、次いで「小学校」(50.0%)、「祖父母」(41.5%)、「母親」(27.5%)となっています。

■子育てに影響すると思われる環境

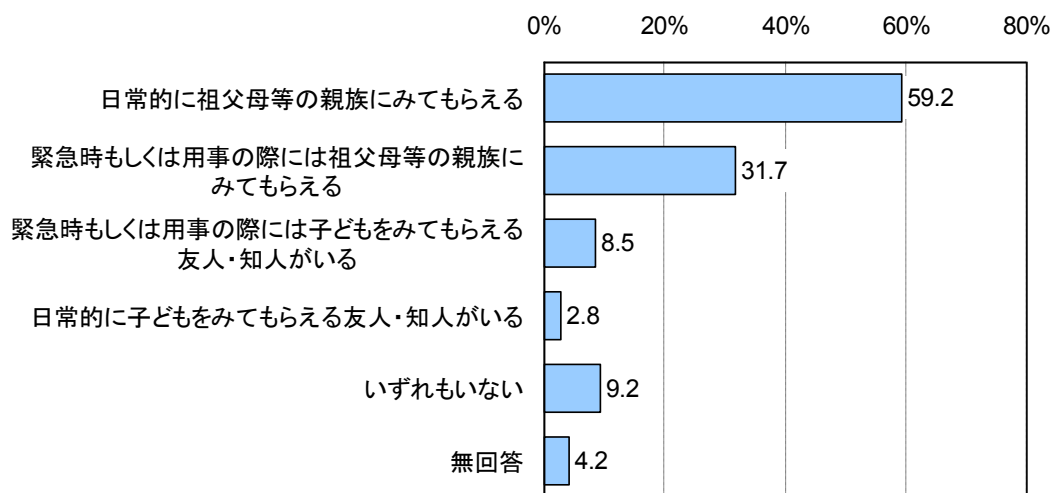


③子どもをみてもらえる親族・知人

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかは、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が59.2%と最も多く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(31.7%)となっており、比較的、祖父母や親族等に預けられるという回答が多くなっています。

また、「いずれもない」という回答は9.2%あります。

■子どもをみてもらえる親族・知人

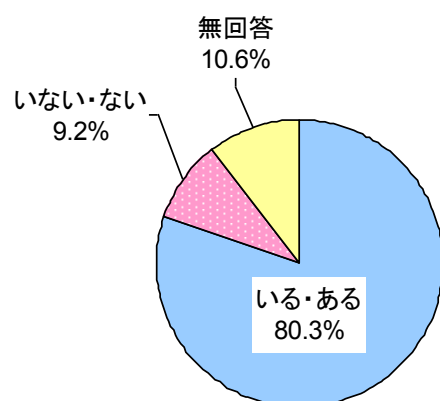


(回答者:142人)

④相談者及び相談できる場所

子どもの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人、場所は、80.3%が「いる・ある」と回答しているものの、「いない・ない」という回答も9.2%あります。

■相談者及び相談できる場所

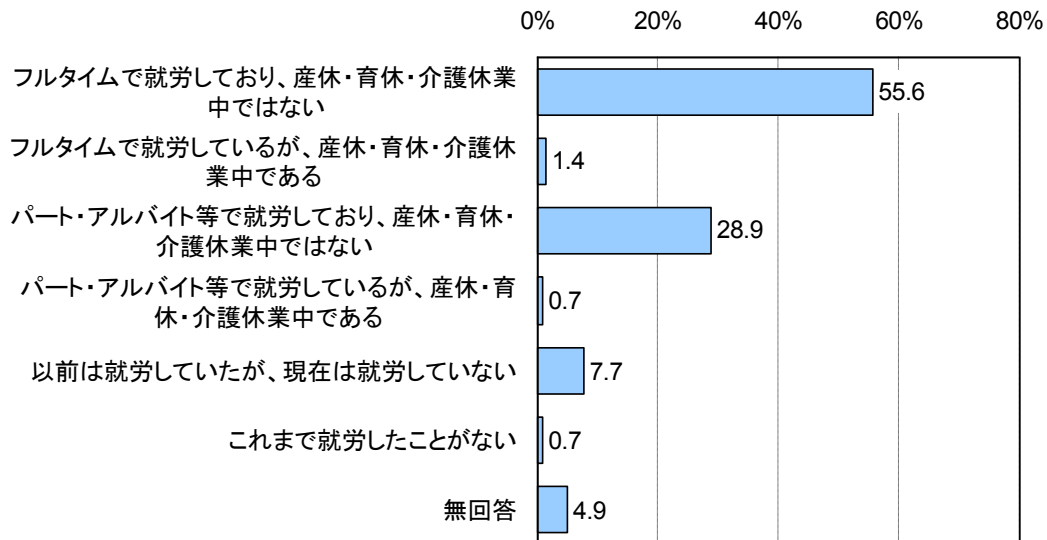


(回答者:142人)

⑤母親の就労状況

母親の現在の就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が55.6%と最も多く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」(28.9%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(7.7%)となっています。

■母親の就労状況

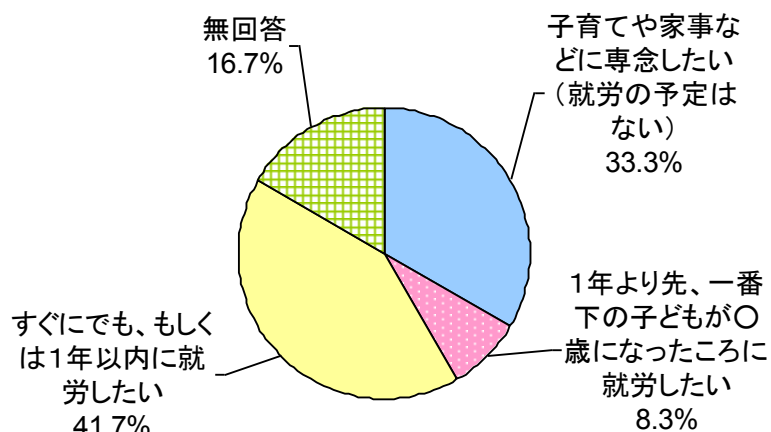


(回答者: 142人)

⑥就労希望

現在就労していない母親の今後の就労希望は、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が41.7%と最も多く、次いで「子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)」(33.3%)「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったころに就労したい」(8.3%)となっています。

■就労希望

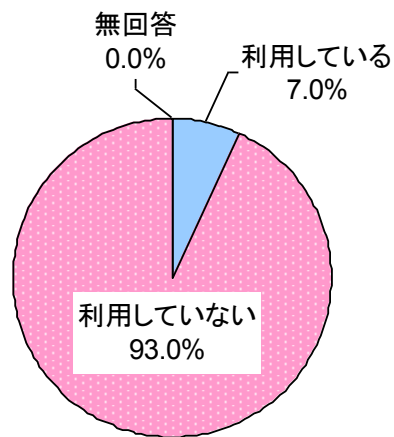


(回答者: 12人)

⑦放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブ（りんごっこクラブ）を利用しているかは、7.0%が「利用している」と回答しています。

■放課後児童クラブの利用状況

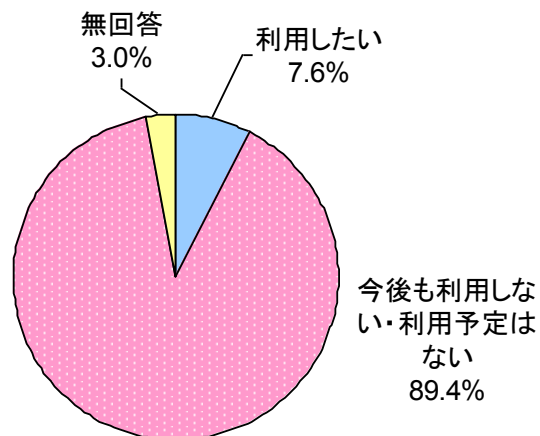


（回答者：142人）

⑧放課後児童クラブの利用意向

放課後児童クラブを利用していない方の今後の児童クラブの利用意向を尋ねると、7.6%が「利用したい」と回答しています。

■放課後児童クラブの利用意向

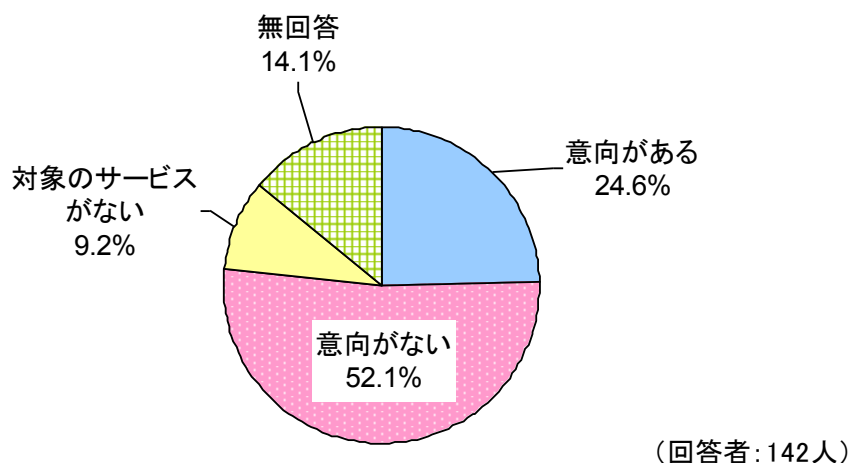


（回答者：132人）

⑨放課後子ども教室の利用意向

放課後子ども教室の利用意向は、24.6%が「意向がある」と回答しています。

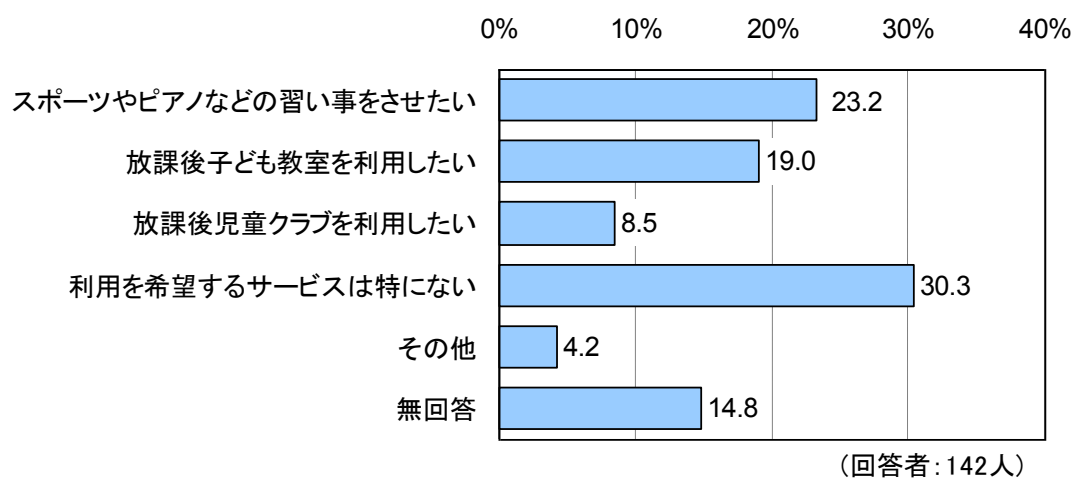
■放課後子ども教室の利用意向



⑩放課後の過ごし方

小学4年生以降の放課後の過ごし方について尋ねると、「スポーツやピアノなどの習い事をさせたい」が23.2%で最も多く、次いで「放課後子ども教室を利用したい」(19.0%)、「放課後児童クラブを利用したい」(8.5%)となっています。

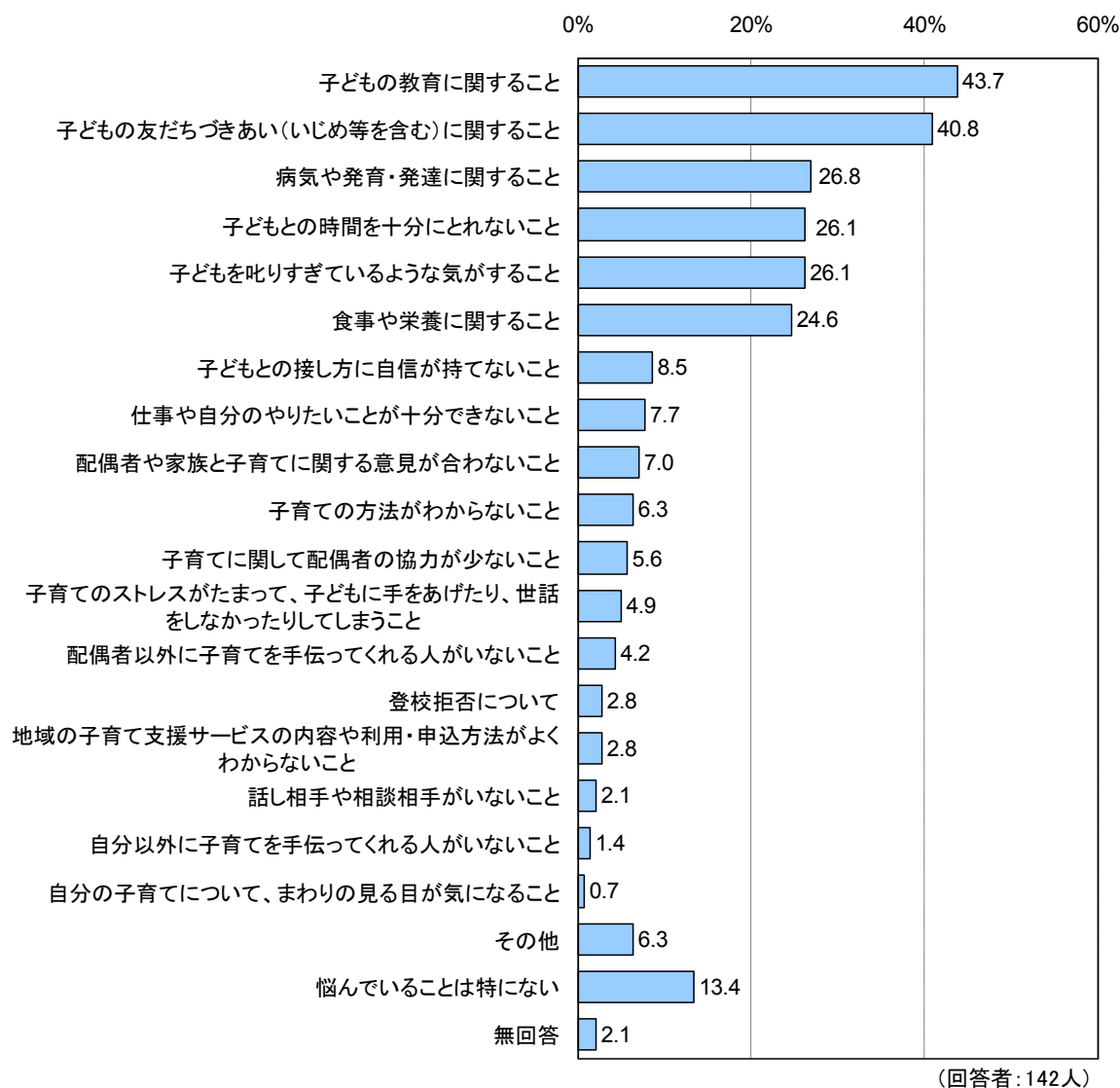
■放課後の過ごし方



⑪子育てに関して、悩んでいること

子育てに関して日頃悩んでいること、気になることは、「子どもの教育に関する
こと」が43.7%で最も多く、次いで「子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む）
に関すること」（40.8%）、「病気や発育・発達に関すること」（26.8%）、「子ども
との時間を十分にとれないこと」、「子どもを叱りすぎているような気がする
こと」（それぞれ26.1%）の順となっています。

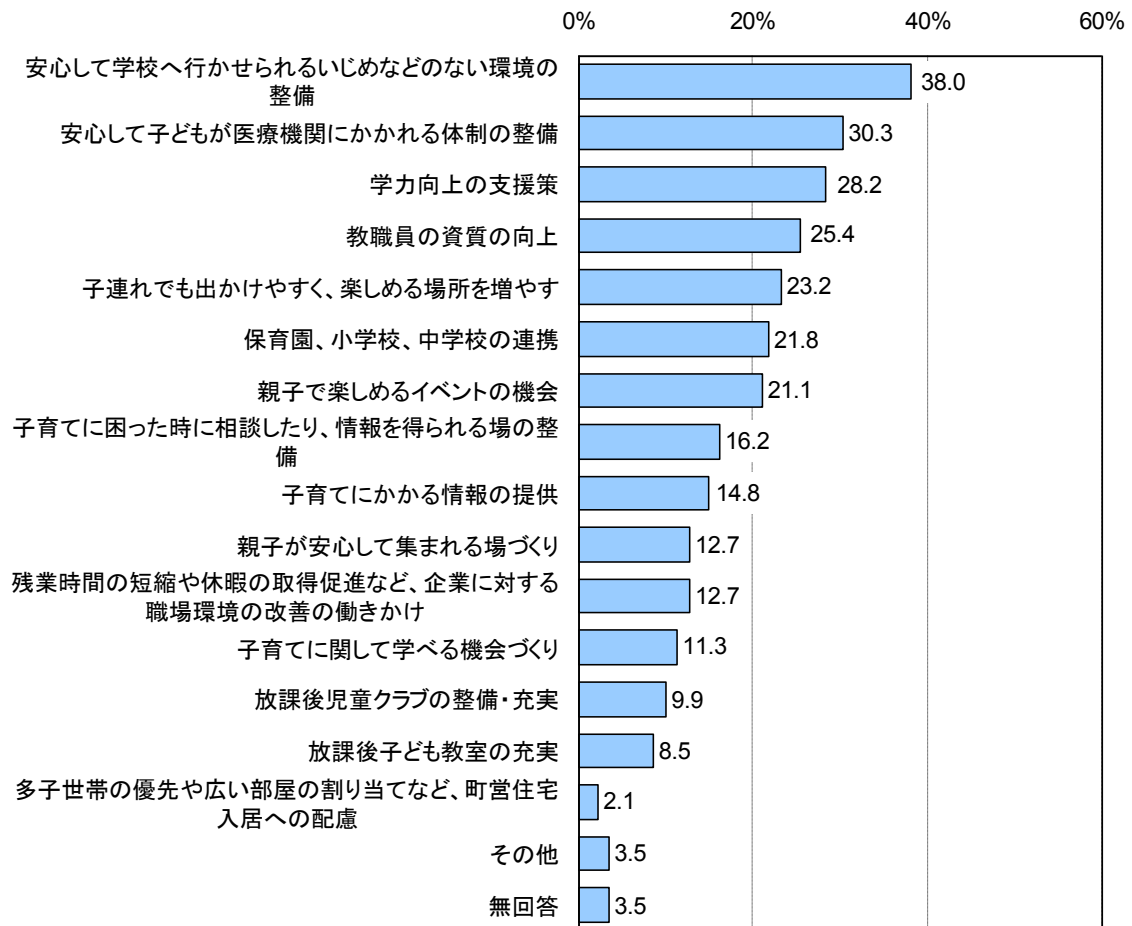
■子育てに関して、悩んでいること



⑫子育て支援について

今後、力を入れるべき子育て支援は、「安心して学校へ行かせられるいじめなどのない環境の整備」が38.0%で最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備」(30.3%)、「学力向上の支援策」(28.2%)の順となっています。

■子育て支援について

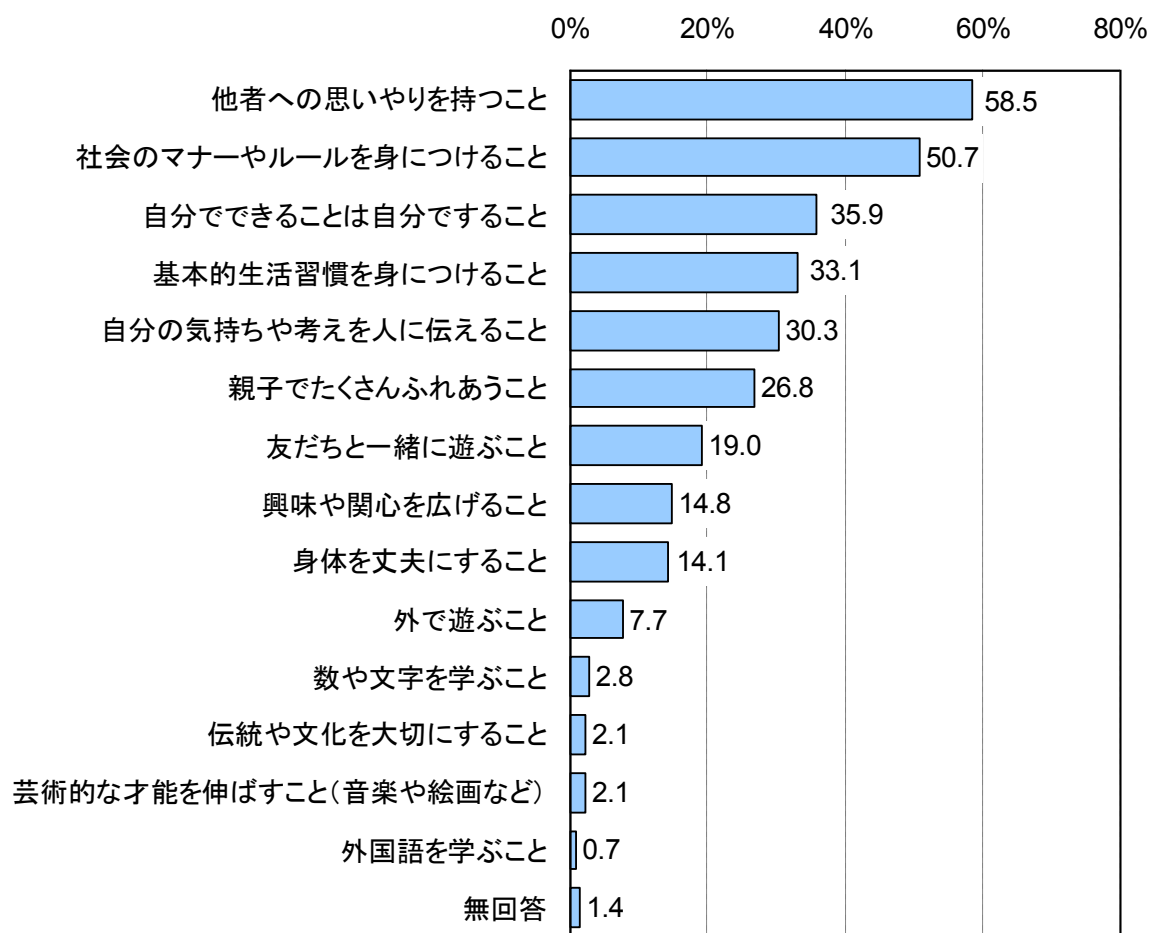


(回答者:142人)

⑬子育てをする上で力を入れていること

子育てをする上で力を入れていることは、「他者への思いやりを持つこと」が58.5%で最も多く、次いで「社会のマナーやルールを身につけること」(50.7%)、「自分でできることは自分ですること」(35.9%)の順となっています。

■子育てをする上で力を入れていること



(回答者:142人)

(3) 調査結果からの課題

①教育環境

- ・安心して学校へ行かせられるいじめのない環境、学力向上、教職員の資質の向上など学校環境の充実が求められています。

②育児への不安や負担

- ・子どもが病気などの際に安心して子育てができるよう、医療体制の充実が求められています。
- ・子育てを主に行っている方に、母親が多く、子育てにおける母親の負担軽減が求められています。
- ・育児に関して、相談者がいない方がおり、育児への不安や負担へつながることから現状の把握が必要です。
- ・子育てに関する悩みや育児に関するストレスは、日常的なしつけがエスカレートし虐待につながる場合があることから、早期発見・早期対応など予防対策が必要です。
- ・母子家庭等のひとり親、障がい児をもつ家庭は、家庭生活においても多くの困難を抱えていることが多いことから、きめ細かな支援が必要となります。

③保育サービス

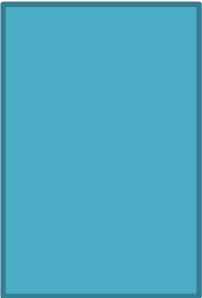
- ・今後就労を希望する母親も多く、潜在的な保育サービスに対するニーズもみられることから、就労の妨げになる待機児童が発生しないよう、保育サービスの量的な確保が求められます。
- ・家庭のライフスタイルの多様化、就労形態の多様化などから、保育サービスの量的確保もさることながら、「一時預かり」や「病児・病後児保育」など多様な保育事業の充実が求められています。
- ・小学校低学年では「放課後児童クラブ」へのニーズがあり、保育サービスと同様に、量的確保、多様なニーズへの対応が求められます。

④子どもを育む環境

- ・小学校低学年、高学年ともに、「習い事」へのニーズが多く、学習塾や各種教室、スポーツクラブなど、地域で支える子育ての充実が求められます。
- ・子連れでも出かけやすい場所の確保が求められていることから、場所の確保に加え、子連れに対する周りの配慮も必要です。

⑤情報提供

- ・子育ての孤立感や不安を軽減するために情報提供体制の充実が必要です。
- ・子育て支援サービスには、認知度が比較的低いサービスもあり、サービスの内容を知った上で「必要・不必要」を判断できるよう、サービスの周知を図る必要があります。
- ・子育てに関する情報について、「情報を入手する環境がない」との回答があり、情報提供体制の充実が求められます。

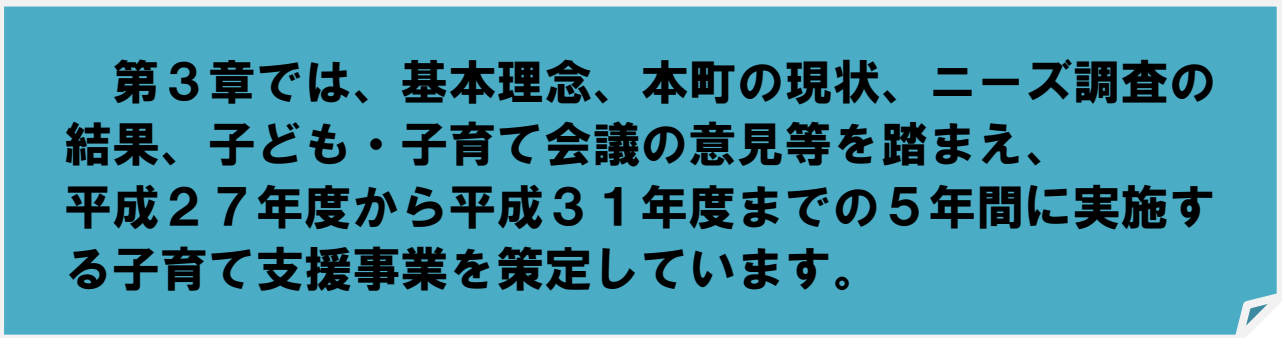


第3章

朝日町の子ども・子育て支援



第3章では、基本理念、本町の現状、ニーズ調査の結果、子ども・子育て会議の意見等を踏まえ、平成27年度から平成31年度までの5年間に実施する子育て支援事業を策定しています。



第3章 朝日町の子ども・子育て支援

第1の柱「子ども」を応援

1 子どもをたくましく育む教育環境の充実

(1) 教育環境の充実

次世代を担う子どもが社会人、そして、将来の親として必要な基本的なことを学べるよう、また、個々のもつ豊かな感性を伸ばすことができるよう、教育環境を整えていく必要があります。

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、社会の変化の中で自ら学び自ら考える力などの「生きる力」、また、生命の尊さを感じ他人を思いやる「豊かな心」を育むことが重要です。

また、日常生活において体を動かす機会が減少していることなどから、子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加などの現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成、確保や、指導方法の工夫、改善等を進め、スポーツ環境の充実を図ることが重要です。

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たすものです。それに加えて、子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域社会との連携の下に家庭や地域における教育力を総合的に高める必要があります。

本町では、豊かな自然と先人たちの知恵と努力によって培われてきた生活文化やりんご作りに代表されるもの作りの技と伝統が息づいています。これまで築き上げてきたかけがえのない貴重な歴史・文化遺産をはじめ、豊かな自然に恵まれたすばらしい環境を教育の現場でも活用し、町に誇りをもち、たくましく生き抜く人づくりと子どもが生涯にわたってスポーツに親しむことができるようスポーツ環境の充実を図っていきます。

また、子どもたちは、家庭、そして地域の中で様々な経験をとおり、心身ともに健やかに成長していけるよう家庭・学校・地域が連携し、地域ぐるみで子どもを育てる、地域の教育力の向上を図っていきます。

【事業実施に対する考え方】

- 地域の資源・環境を活かした教育・体験型学習を推進します。
- 応用力のある確かな学力を育てます。
- 家庭・地域・学校・保育園が連携して子どもの成長を見守り、豊かな経験を通して自主・自立の心とたくましさを育てます。
- 地域の大人たちが、子どもたちの健全な成長を手助けする地域社会を目指します。
- 家庭の教育力を高めます。

【実施事業】

主 体	実 施 事 業	事 業 内 容	担 当
保 育 園	保育園園外活動の充実	園外活動を増やし、郷土学習を充実します。	保育園、健康福祉課
	家庭、地域の教育力向上 「家庭教育学級」	保育園との連携事業「家庭教育学級」を実施し、子育てについて学習、相談できる機会を提供します。	教育文化課、保育園
保 育 園 ・ 小 ・ 中 学 校	保育園、小学校、中学校の連携の推進	就学時の不安や課題を持つ保護者に対して教育支援委員会で相談や支援を行います。また、小学校や中学校入学時のスムーズな学校生活への移行対策として、保育園、小学校、中学校間の交流や相互参観などによる連携を図り切れ目のない支援を実施します。	学校、保育園、教育文化課、健康福祉課
	保護者や生徒、児童に対するアンケート調査の実施	食育やしつけなどのアンケート調査を行い、状況を把握し、指導の参考にします。	学校、保育園、教育文化課、健康福祉課
	生活キャンペーンの実施	保育園、小・中学校、PTAと連携して「早寝・早起き・朝ごはん」キャンペーンの展開等、子どもの生活習慣の改善や健全育成運動を実施します。	学校、保育園、教育文化課、健康福祉課、 <u>家庭</u>
小 学 校 ・ 中 学 校	特色を生かした魅力ある学校づくりの推進	言語力・コミュニケーション力の育成研究校を委嘱し、校内研修の相互交流を行い、授業改善を行います。語学力向上と国際理解を深めるため、外国語指導助手を配置します。	学校、教育文化課
	きめ細やかな学習指導	きめ細やかな学習指導を行うために学習生活指導員を配置します。	学校、教育文化課
	職員研修の充実	教員の資質向上のための研修、先進地視察、課題に応じた指導の工夫・改善を図ります。	学校、教育文化課
	教育相談活動、いじめ、不登校等への対応	生徒、保護者を対象に、教員による日常の教育相談活動のほか、県と連携しカウンセラーを中学校に週1回程度配置します。希望に応じて、小学生にも対応します。また、月1回程度教育相談日を設け、いじめをはじめとした各種教育の相談にのれる体制を整えています。	学校、教育文化課
	体力、技術向上の支援	小学生の体力向上と参加者同士の交流を目的に、陸上記録会、水泳記録会、スキー記録会等を実施します。また、中学校部活動の技術向上のため、顧問以外の地域住民による外部指導者に指導をお願いします。	学校、教育文化課、 <u>地域</u>
	交流教育の推進	町外児童（宮城県七ヶ浜町など）との交流や、通常学級と特別支援学級間の交流、保育園と小学校との交流、世代間交流等を実施します。	学校、教育文化課
	学校教育施設改善・整備	スクールバス更新、教育用コンピュータを整備し、教育環境の充実を図ります。	教育文化課
	ふるさと学習の推進	地域の方を先生とする総合的な学習や学年行事など、様々な体験学習等の機会をつくり、町民としての自信と誇りを育みます。併せて地域の教育力の向上を図ります。	学校、教育文化課、 <u>地域</u>
	教育ボランティア	高校受験に向けて地域の方を先生とする教育ボランティアを実施します。 高校生のボランティアについても検討します。	学校、教育文化課、 <u>地域</u>

キャリアスタートウィーク事業	中学2年生を対象に3日間の職業体験学習を実施し、町の産業・農業について理解を深めるとともに、働くことの大切さを学びます。	学校、 <u>企業・商店</u> 、 <u>地域</u>
郷土への提言活動	将来を担う中学生が町についての関心を深めるため町長と中学生の「町長と語ろう」を実施するとともに、その提言を施策に反映させます。	学校、政策推進課、教育文化課
地域における体験学習の推進 「子ども会」 「公民館」 「地域スポーツクラブ」	自主・自立の心とたくましさを育てるために地域における様々な体験活動を実施します。子ども会活動を通して、地域の大人や上級生と下級生のふれあいの場をつくり、各自の役割と責任感を育てるとともに、子ども会間の交流事業を行います。また、中央公民館、中部、西部、北部の各公民館では、豊かな人間性など「生きる力」を育んだり、地域の魅力を学ぶために、児童・生徒を対象とした体験、交流等の事業を行います。	教育文化課 <u>地域</u>
郷土愛を育む活動の推進 「山形ふるさと塾」 「伝統文化子ども教室」	国と県と連携し、郷土文化の体験、郷土芸能の伝承と子ども達の育成を目的として活動している団体を支援します。 地域の自然環境を活かした、体験型の郷土学習を推進します。	教育文化課 <u>地域</u>
体育関係団体の育成	町内体育施設や小中学校施設（体育館・校庭）を開放し、スポーツ振興の場を提供します。また、競技力の向上等を図るため、全国大会、国際大会に出場する個人及び団体に対し、激励金を交付します。	教育文化課
中学生の社会参加活動	交流ふれあいを目的に、中学生社会参加活動により福祉施設等への訪問や、キャップハンディ体験の実施による、障がい者の理解の事業を推進します。 また、中学生「きらり」高校生「JOKER」のサークル会員を増やし、社会参加活動を呼びかけ、ボランティアの醸成を促します。	教育文化課
学校図書館の充実	子どもの学びを豊かにする学校図書館の充実のため新刊図書の受入増を図ります。	学校、教育文化課
学校・家庭・住民等の相互連携協力	学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を推進します。	教育文化課

2 子どもを健やかに育む環境の整備

(1) 食育・読育の推進

「食育」とは、食を通して人間として生きる力を育むことです。近年の食生活において問題にされている朝食欠食、偏食等の食習慣の乱れは、子どもの心と体の健康問題に大きく関係しています。

本町では、乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣を身につけさせ、健康な体を育成し、また、食を通じた豊かな人間性の育成や、家族関係づくりによる心身の健全な育成を図ってきましたが、引き続き、食習慣の形成時期である乳幼児期から、正しい食教育を受けたり、さまざまな食体験を通じ、「食事の自己管理能力」を養っていきます。

また、健康な子どもを出産することは、すべての母親の願いであり、そのためには妊産婦の健康の確保を図る事が大切です。このことから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、食に対する学習の機会を設けていきます。

「読育」とは、読書を通じて心豊かな子どもを育てようとするものです。インターネットやテレビゲーム等により近年は読書離れがクローズアップされています。読書は、物事を多面的に見ることが出来るようになる、知識が増える（知性が芽生える）、想像力が鍛えられる等、人間性の育成に大切な効果がありますが、読書離れにより「日本語の乱れ」や「考える力の減退」といったことも起こっています。

本町では、読書離れをくい止めるため、人間性が育成される乳幼児期から、読書を通じて「心の栄養」を育てていきます。

【事業実施に対する考え方】

- 食生活をはじめとする正しいライフスタイルの確立を推進します。
- 子どもの健全な食生活の実現と読育による心身の成長を図るため、発達段階に応じた食育・読育を推進します。

【実施事業】

区分	実施事業	事業内容	担当
食育	食育指導・啓発 「もぐもぐ相談」ほか	離乳期からの食事指導、中高校生へのダイエットの危険性についての指導等、年齢に応じた食育指導・啓発を行います。	学校、保育園、教育文化課、健康福祉課、 <u>家庭</u>
	食に対する学習機会の提供 「親子料理教室」ほか	農業体験や調理実習などを通して、生産者に対する感謝の心や食べることの楽しさを育む機会を提供します。	学校、保育園、教育文化課、健康福祉課、農林振興課、 <u>地域</u>
	地域の食文化の伝承	管理栄養士や食生活改善推進員を中心に啓発活動を実施し、地域の食文化を伝承する取り組みを進めます。	学校、保育園、教育文化課、健康福祉課、農林振興課、 <u>地域</u> <u>食生活改善推進協議会</u>
	安全安心な食品の提供	保育園や学校の給食に地元の食材を使用する地産地消を推進し、子どもたちに安全安心な食物を提供します。	学校、保育園、教育文化課、健康福祉課、農林振興課、 <u>地域</u>
読育	ブックスタート	「もぐもぐ相談」等の折りに絵本をプレゼントし「抱っこ」のあたたかさのなかで、絵本を開き、子どもに語りかけることによって、子どもとスキンシップを図ります。	子育て支援センター、保育園、健康福祉課、図書館
	子どもの学びを豊かにする学校図書館の充実	子どもの読みを広げ深める授業や、各教科・総合的な学習の時間における調べ学習などを通して、一人一人が自主的に読書活動に取り組むことができるよう、学校図書館の学習センターとしての機能の充実を図るため、読書活動推進員を配置します。	学校、教育文化課
	お話会	本や民話に親しみ、感性を豊かにし、本とのふれあいを図るため読み聞かせを実施します。	子育て支援センター、図書館、教育文化課、健康福祉課、 <u>家庭</u>
	図書館まつり	図書館まつりを開催し、本とふれあう機会を増やします。	図書館、教育文化課、 <u>家庭</u>
	保育園・学校図書の貸し出し	保育園・学校図書の貸し出しを推進します。	保育園、小学校教育文化課、健康福祉課、 <u>家庭</u>
	本のプレゼントの実施	あさひ保育園3歳児以上を対象に毎月または隔月に絵本のプレゼントを実施し本とのふれあいを図ります。	保育園、健康福祉課、 <u>家庭</u>

3 次世代の親の育成

(1) 次代の親の育成

将来、親となる世代が、人への関心や共感を高めていくためには、子どもの頃から赤ちゃんや年下の子どもとの出会い、ふれあう機会をもつことは大変重要です。しかし、少子高齢化・核家族化の進展とともに、身近に赤ちゃんが少なくなったため、乳幼児に接する機会がないまま、親になる世代が増えています。

このことから、小・中学生等が、子どもを育てる喜びや大切さ、親の役割や家庭の大切さを理解できるように、乳幼児とふれあう機会を提供することが求められています。また、乳幼児にとっても、地域の小・中学生等との交流は、貴重で豊かな体験となります。子育ての楽しさや子どもを産み育てることの意義、男女が協力して家庭を築くことの大切さを啓発していくことが必要です。

思春期は、次代の親となるための礎となる大変重要な時期ですが、一生のうちでも身体面、精神面の発達や変化が著しい時期であり、思春期の体や心の問題が、生涯の健康に影響するとも言われています。

また、成長過程にある思春期は、大人と子どもの両面を持つ時期であり、保護者をはじめとして周囲の人たちが、思春期の特性を十分理解して、子どもたちに接することが必要となります。

近年、特に十代の望まない妊娠や人工妊娠中絶、性行為感染症等が増加し、また、未成年者の喫煙や飲酒、薬物の使用が問題となっており、子どもの体の健康を害しています。これらの問題に対応するため、性に関する健全な意識の定着と併せて、性や性行為感染症に関する正しい知識の普及と飲酒・喫煙・薬物に関する教育を充実するとともに、相談体制の確立が必要です。

【事業実施に対する考え方】

- 生活・福祉などの学習や体験活動を通じて心身ともにたくましい子どもを育てます。
- 親も子も生き方を学び、子どもを産み育てる意義や大切さを理解します。

【実施事業】

実 施 事 業	事 業 内 容	担 当
思春期・青年期の保健教育の推進	中学生や保護者を対象に、避妊や性感染症、薬物、飲酒、喫煙などの正しい知識を普及啓発するために講習会等を実施します。	学校、教育文化課、健康福祉課
思春期講座 (子育て支援センター事業)	将来の子どもを産み育てる中学生を対象に赤ちゃんとの触れ合い体験を通し命の大切さについて学んだり健康づくりについて学びを深めていただく講座を開催します。	子育て支援センター、教育文化課、健康福祉課
親としての自覚確立のための学習機会の提供	小・中学生が保育園児や乳幼児と触れ合う機会を設け、いのちの大切さを学びます。また、妊娠前からの健康づくりの必要性や子どもを産み育てる意義や大切さを学ぶ機会を年齢に応じて提供します。	学校、保育園、教育文化課、健康福祉課
青少年育成の推進	青少年の健全育成のための各種事業への企画や運営協力等、地域住民の参画によりその推進を図ります。地域住民、学校、関係機関の参画により、青少年の非行防止と健全育成を図るため、長期休み期間の街頭指導等を実施します。町民の総意を結集し次代を担う青少年の健全育成を図ります。(青少年健全育成町民大会等の実施。)	教育文化課

第2の柱「子育て」を応援

4 親と子の健康の確保と増進

(1) 母子保健事業の推進

本町では、子どもを安心して産み、ゆとりをもって健やかに育てるために、妊産婦に対する様々な教育や相談の場の提供等を行っていますが、今後も、保健、医療、福祉、教育の各分野間で連携を図り、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通して母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、家庭訪問等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が重要となります。

また、親の育児不安の解消等を図るため、仲間づくりを進めるとともに乳幼児健診の場を活用し、子どもの事故予防のための安全対策なども含めて、親への相談指導等を実施するほか、子どもへの虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した母子保健事業の推進が必要です。そのためには、相談を受けた保健師や栄養士が、妊婦や母親の相談内容を聞き取り、わかりやすい説明ができるような対応能力やカウンセリング技術が求められていることから、保健師や栄養士の資質の向上が不可欠となります。

【事業実施に対する考え方】

- 心身ともに健康で妊娠・出産ができるよう、妊婦に対する医学的管理の充実や子育ての環境づくりと、個人の発育発達に合わせた育児支援を推進します。
- 妊娠や出産、育児に対する不安や悩みを解消し、負担感を軽減するために相談窓口の連携強化を図り、効果的に対応する体制を整えます。
- 保健師・管理栄養士・保育士・子育て支援員の研修を充実させ、資質の向上を図ります。

【実施事業】

実 施 事 業	事 業 内 容	担 当
不妊相談	不妊に悩む夫婦に対して、妊娠や不妊治療等の情報を提供します。	健康福祉課
不妊治療費助成	不妊で悩んでいる方へ不妊治療費を助成します。	健康福祉課
母子健康手帳の交付	母子の健康の確保のために、母子保健法に基づき手帳の交付と知識の普及を行います。	健康福祉課
マタニティー相談	妊娠中の過ごし方、妊婦栄養指導、相談、仲間づくり、母乳栄養などの相談を受け、個別の支援を行います。	健康福祉課
妊婦健康診査助成	妊娠期の母体の健康を確保するために、14回分の費用を助成します。	健康福祉課
母子保健指導	妊婦や子どもの病気予防や不安に思っていることなどに対し、保健指導を行います。	健康福祉課
養育支援訪問	妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭や、出産後間もない時期の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態等子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭、在住外国人の家庭などについて支援を強化します。	健康福祉課
乳児家庭全戸訪問 「こんにちは赤ちゃん事業」	すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報を提供するとともに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言や援助を行います。	健康福祉課
乳幼児健康診査の実施 「すくすく健診」 「あさひっこ健診」	子どもの成長・発達状況の確認と病気の早期発見のため生後4カ月児・10カ月児・1歳6カ月児・3歳児の健康診査を行い、その結果に応じて子育て相談や、病気が見つかった場合は医療機関の紹介を行います。また、5歳児健診の実施について検討します。	健康福祉課
虫歯予防の推進	虫歯予防のためのブラッシング指導やフッ素塗布、洗口を行います。	健康福祉課、保育園
育児教室・離乳食相談 「もぐもぐ相談」	6～7カ月児を対象に、離乳食を試食しながら離乳食の進め方を管理栄養士が指導します。	健康福祉課
母子保健に関する情報の提供と相談	「各種保健事業の日程」「休日当番医」を全戸に配布するほか、広報紙やホームページやチラシにより母子保健に関するサービス実施の周知を図るとともに、相談に応じます。	健康福祉課、子育て支援センター
職員研修の充実	保健師・管理栄養士が積極的に研修会に参加し、専門知識の習得と自己研鑽に努めます。	健康福祉課

（２）小児医療の充実

少子化が急速に進む中、子どもの健やかな成長を支援するとともに、安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境づくりのためには、小児医療体制の確立は欠くことのできないものです。

また、子どもは、急な体調の変化や突然のけがなど、救急の対応が必要な場合が多く起こります。これに対応するため、休日や夜間の救急医療の整備及び充実が必要になります。

本町においては、町外の医療機関に多くを依存せざるを得ない現状にあることから、広域的な視点での対応についての仕組みづくりを講じる必要があります。

【事業実施に対する考え方】

○子どもを抱える保護者が安心して医療機関を受診できる体制を整えます。

【実施事業】

実 施 事 業	事 業 内 容	担当
かかりつけ医の促進	チラシ等を作成し、健診時等にかかりつけ医の啓発を行います。	健康福祉課
山形県緊急電話相談の周知強化	緊急時の相談窓口として、緊急電話相談の周知を図ります。	健康福祉課
小児救急講座の開催	子どもの病気やケガに対する応急処置を学ぶことにより、安心して子育てできるように支援します。	健康福祉課
小児救急医療体制の整備	子どもが安心して医療サービスを受けられるよう小児救急医療体制の仕組みづくりと周知を図ります。	町立病院、健康福祉課
保育園内の医療体制の充実	あさひ保育園に常勤の看護師を配置し、園児の健康管理と指導を行います。また、嘱託医による内科・歯科・耳鼻科健診を実施します。	保育園、健康福祉課
学校内の医療体制の充実	嘱託医による内科・歯科・耳鼻科健診を実施します。定期健康診断を基に、養護教諭を中心に治癒勧告や健康相談を実施します。	学校、教育文化課
事故防止の啓発	健診時にパンフレットを配布するなどして乳幼児等の事故防止についての意識啓発を行っていきます。	健康福祉課
応急手当の普及啓発	公共施設へのAED設置促進、心肺蘇生講習会を行い、応急手当についての知識と技術の普及啓発を図ります。	健康福祉課、総務課

5 子育て家庭に対する支援

(1) 保育サービスの充実

昨今、サービス業に就く女性が増加しているなど就労形態が多様化し、保育時間や保育形態などに対する保育需要が高まっています。子どもの健全な成長、幸せを第一に考えるとともに、保護者の仕事や社会活動への参加と子育てとの両立を可能にする保育サービスの検討が重要となります。

本町では、これまでも、保育サービスの充実に努め、恒常的な入所待機児童は発生していませんが、今後も社会情勢と相まって女性の就労意欲はますます高まることが予想されることから、仕事と子育ての両立ができるような保育サービスの充実が必要になります。特に3歳児未満の保育所入所希望が増えており、こうしたニーズに対応する保育サービスの検討が必要です。

また、女性は日曜、祝日の勤務や長時間勤務に従事することも多いサービス業などの第3次産業の就業者が増えていることから休日保育、延長保育などの検討も必要です。

さらに、サービスの量的確保もさることながら、保育施設には、子どもを安心して預けられる施設であることが求められています。サービスの質的向上を図るため、保育士の研修や施設環境の整備改善が必要になります。

【事業実施に対する考え方】

- 「三つ子の魂百まで」と言われているとおり、3歳までの期間については、人間形成の一番重要な時期です。3歳までは、家庭で見ることを基本としつつも保育需要に合った保育サービスを検討し実施していきます。
- 子育て家庭の需要を把握・検討しながら、多様な保育サービスの充実に努めます。
- 安心・安全な保育環境の中で、健やかな身体と豊かな人間性を育むため、家庭・地域・子育て支援センター・小学校との連携を深め、地域に根差した保育園運営を目指します。
- 質の高い保育サービスを提供するために、保育士・子育て支援員の研修を充実させ、職員の資質向上を図ります。

【実施事業】

実 施 事 業	事 業 内 容	担 当
乳児保育	生後6か月以上の乳児を対象に実施。年度途中の入園に対応するため、保育士等の配置など受け入れ体制を整え乳児保育の充実を図ります。	保育園、健康福祉課
3歳未満児保育	3歳未満児保育への要望に対応するため、定員の見直し及び施設改修を行います。	保育園、健康福祉課
早朝・延長保育	核家族・共働き家庭等の諸事情のある家庭や地域の実態を考慮し、保護者側の事情に合わせた保育（早朝 7：00～ 延長～19：00）を実施します。	保育園、健康福祉課
一時保育	保育園に入園していない児童で、保護者の傷病・入院等により一時的に保育が必要な児童を対象に保育（週 3日、月 14 日以内）を実施します。	保育園、健康福祉課
短期保育	保育園に入園していない児童で、保護者の傷病・入院等により緊急かつ短期的に保育が必要な児童を対象に保育（1 か月単位、最長 2 か月まで。年 2 回限度）を実施します。	保育園、健康福祉課
休日保育	保護者の就労形態にあわせた休日（日曜日・祝祭日）の保育を検討します。	保育園、健康福祉課
病児・病後児保育	保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際または病気の回復期であり、集団保育が困難な場合に一時的に児童を預かる病児・病後児保育事業を検討します。	保育園、健康福祉課
認定こども園への移行	認定こども園への移行について、国における制度や幼児教育の動向を踏まえて慎重に検討します。	保育園、健康福祉課、教育文化課
保育サービス評価の実施	サービスの向上や保育内容の質的向上、保育サービスの需要調査を目的に、保育行政について評価する第三者委員会を設置します。	保育園、健康福祉課
職員研修の充実	保育士・子育て支援員が積極的に研修会に参加し、専門知識の習得と自己研鑽に努めます。	保育園、子育て支援センター、健康福祉課
ファミリーサポート事業（子育て支援センター事業）	保護者が病気、出産、看病、事故、災害、冠婚葬祭等で養育が困難となった場合に、一時的に会員の自宅・子育て支援センターで預かるファミリーサポート事業を実施及び事業の周知の強化を図ります。協力会員の拡充を図るとともに資質向上のための研修会を継続的に実施します。病児・病後児の預かり、通院支援、宿泊支援などの需要にも対応できる体制を整えていきます。	子育て支援センター、健康福祉課、 <u>地域</u>
保育に関する情報の提供と相談	広報紙、ホームページやチラシ等によりサービス実施の周知を図るとともに、相談に応じます。	保育園、子育て支援センター、健康福祉課

(2) 児童の居場所づくり

地域における児童数の減少は、同地域・同世代の仲間と一緒に遊ぶ機会の減少を招き、社会性、自主性、協調性を養うことを出来にくくします。また、子どもには、子ども同士のふれあいや大人との人間関係の中で、それぞれの発達段階に応じた経験・体験が必要であり、それによって愛情や信頼感、思いやる心を育てます。しかし、遊び場や遊ぶ機会の減少などから、子どもが自由に遊ぶことのできる時間が減少しています。子どもたちが地域の中で自由に遊び、安全に過ごせる場の創造、様々な体験ができる機会を提供する必要があります。

本町においても、地域における児童数の減少により同地域・同世代の仲間と一緒に遊ぶ機会の減少と遊び場の確保が課題となっています。

児童の放課後の居場所については、核家族化、就労形態の多様化等により放課後子ども教室、放課後児童クラブへの需要が高まっています。

子どもの遊び場や居場所づくりの検討を進め、子どもたちが学習や遊びなどの活動しやすい環境を整える必要があります。

【事業実施に対する考え方】

- 家庭・学校・地域との連携を深め、子どもたちが安全に安心して過ごせる環境を整えます。
- 地域で活躍する指導員及びボランティアの研修を充実させ、資質の向上を図ります。

【実施事業】

実 施 事 業	事 業 内 容	担 当
放課後子ども教室 「きらきらスクール」	小学校児童の遊びを通じた自主性、子ども同士の触れ合う時間を持つことの大切さから、安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域住民等による見守りや体験活動を推進します。 町内全学区で放課後こども教室を実施しておりますが、更なる拡充を図ります。（西五百川小、大谷小） 放課後子ども教室関係者と放課後児童クラブ関係者が打ち合わせを行い連携して事業を実施していきます。	学校、教育文化課、 <u>地域</u>
放課後児童クラブ 「りんごっこクラブ」	保護者の就労等により日中保育できない家庭の児童（小学校6年生まで）を対象に、放課後及び学校休業日における安全な生活の場を提供します。 障がいを持つ子どもの受け入れについても検討します。 老朽化が進む施設の整備を行い、引き続き町内全学区の児童の受入を実施します。 放課後子ども教室関係者と放課後児童クラブ関係者が打ち合わせを行い連携して事業を実施していきます。	放課後児童クラブ、健康福祉課
スポーツ少年団活動	スポーツ少年団活動の支援、スポーツ少年団間の交流や情報交換、指導者育成支援などを行います。	<u>スポーツ少年団</u> 、教育文化課、 <u>地域</u>
子どもの遊び場や公園の管理・整備	身近な地域での遊び場を確保するため、地域住民の協力を得ながら、公園の管理・整備に努めるとともに定期的に点検を行います。	政策推進課、建設水道課、農林振興課、教育文化課、健康福祉課、 <u>地域</u>
遊び教室の開催	世代の仲間といっしょに遊ぶ機会の減少等により遊び方を知らない子ども達が増えている状況を踏まえ、遊びを指導できる人材の確保と事業の展開を図ります。	政策推進課、建設水道課、農林振興課、教育文化課、健康福祉課、 <u>地域</u>
指導員・ボランティア研修の充実	放課後子ども教室、放課後児童クラブやスポーツ少年団の指導員が積極的に研修会に参加し、専門知識の習得と自己研鑽に努めます。また、子どもを見守るボランティアの研修の場を設け、研修の充実を図ります。	放課後子ども教室及び児童クラブ、 <u>スポーツ少年団</u> 、健康福祉課、教育文化課

(3) 子育て家庭への経済的支援

経済情勢の長期的な低迷による収入の減少や、時には失業をともなう子育て家庭も増えています。特に、子どもを育てる家庭は、若い世代である場合が多く、収入も限られており、家計に占める子育て費用の割合は大きくなっています。

本町では、子育て家庭を支援するため、保育園保育料の軽減、子育て支援医療費の助成、子ども手当の支給など様々な手当・制度により子育てにかかる経済的負担の軽減対策を講じてきましたが、引き続き子育てに関する経済的支援を行っていく必要があります。

【事業実施に対する考え方】

○保育料の軽減や中学生までの医療費完全無料化等を実施し、子育てに係る経済的負担の軽減を図ります。

【実施事業】

時期	実施事業	事業内容	担当
出産期・乳幼児期	出産育児一時金の支給	各種健康保険の被保険者が出産をした時に、出産育児一時金を支給します。出産費用に係る分を保険者から直接医療機関等に支払うこともできます。（出産育児一時金直接支払制度）	健康福祉課 各保険者
	未熟児養育医療制度	入院の必要がある未熟児が、指定の医療機関で入院・治療を受ける場合、医療費を助成いたします。	健康福祉課
	すこやか出産祝品	お子さんの誕生を祝して、町より祝品を贈呈します。町内事業所の協力により作成したギフトカタログの中から好きな商品を選んでいただきます。また、すこやか出産祝品のあり方について検討をします。	健康福祉課
	任意予防接種助成（おたふくかぜ）	満1歳から6歳までの未就学児を対象に、おたふくかぜ予防接種費用を助成します。	健康福祉課
保育園	保育園保育料軽減	保育園に入園する第2子（3歳児以上）の児童の保育料五千円定額化を継続します。第3子以降（3歳児以上）の児童の保育料を無料化し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。第1子（3歳児以上）の児童の保育料軽減についても検討していきます。	保育園、健康福祉課
	保育園通園バス無料化	保育園の通園バス利用料金無料を継続し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。	保育園、健康福祉課
	保育園延長保育料軽減	保育園の早朝保育7時から8時及び16時から18時までの延長保育について無料化を図ります。	保育園、健康福祉課
小・中学校期	通学の支援	山形直行バスの運行、バス定期券補助、特別支援学校通学助成等、通学に対する支援を行います。	政策推進課、教育文化課
	教育費の軽減	経済的な理由により、小・中学校に通うことが困難な児童・生徒の保護者に対して就学援助費を支給します。	教育文化課
	スポーツ大会等出場選手激励金の交付	競技力の向上等を図るため、全国大会・国際大会に出場する個人および団体に対して激励金を交付します。	教育文化課
	奨学金の貸付	高等学校・大学・各種学校などへ在学、進学の際、希望の学資の支弁が困難な方を対象に奨学金の貸付を行います。	教育文化課
	貸付制度に関する情報提供と相談	交通遺児貸付制度、母子父子寡婦福祉資金制度、奨学金貸付制度等の周知を図るとともに、相談に応じます。	総務課、健康福祉課、教育文化課
全年齢	子育て支援医療費助成	0歳から中学生までを対象とし、医療費負担の助成（完全無料化）を行います。対象者や助成内容の拡大についても検討します。	健康福祉課
	児童手当支給	次世代を担う子どもの育ちを社会全体で支えるため、中学校修了前の全児童を対象に児童手当を支給します。	健康福祉課
	子育て応援パスポート事業	妊婦又は小学校6年生までの子どもを持つ家庭に対して、協賛する企業や店舗等による商品購入額割引等のサービス等を提供し、子育てを応援します。	総合産業課、健康福祉課、 企 業・商店
	インフルエンザ予防接種費用補助	18歳以下の子どもを対象に、インフルエンザ予防接種費用を助成します。	健康福祉課

6 支援を要する家庭への支援

（１）ひとり親家庭への支援

離婚の増加等により、ひとり親家庭が増加傾向にあります。

特に母子家庭については、子育てをする上で経済的に不安定な状態であり、身近に相談相手がないなど、家庭生活においても多くの困難を抱えている場合があります。

本町においても離婚等により本町の実家に戻るケースが増加傾向にあります。ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るため、相談や情報提供をはじめきめ細かな福祉サービスの展開と経済的支援を行っています。今後とも県や関係機関と連携しながら、母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取り組みについての情報提供を充実し、ひとり親家庭を地域や社会全体で育んでいくことが必要となります。

【事業実施に対する考え方】

○相談や情報提供・手当の支給等の支援により、子どもの福祉向上とひとり親家庭の生活の安定と自立を図ります。

【実施事業】

実 施 事 業	事 業 内 容	担当
母子父子寡婦福祉資金貸付	母子家庭・父子家庭及び寡婦等を対象に生活資金等の貸付を行います。	健康福祉課
ひとり親家庭等医療費助成	18歳までの児童がいる母子家庭・父子家庭及び父母のいない児童を対象とし、医療費の助成を行います。	健康福祉課
児童扶養手当支給	18歳までの児童を養育している母子家庭の母や父子家庭の父、父母に代わって児童を養育している人に手当を支給します。	健康福祉課
就労支援	母子家庭の母が自立のために資格や技能を習得する場合に支援します。	健康福祉課、総合産業課、 商工会 、 企業・商店
子育て生活支援	ひとり親家庭で一時的に援助が必要な場合、子育て生活支援員を派遣します。	健康福祉課
ひとり親家庭に関する情報の提供と相談	児童扶養手当等各種制度の周知の徹底を図るとともに、ひとり親家庭に関する相談に応じます。	健康福祉課

（２）障がい児をもつ家庭への支援

ノーマライゼーションの理念を踏まえ、障がいのある人となない人との「共生社会」を築き上げるため、幼少時からともに学び、ともに育つ教育に取り組むとともに、障がいに対する正しい理解と認識を深める啓発を行うことが重要です。

また、障がいの原因となる疾病の早期発見や事故の予防には、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校の健康診断が大きな役割を果たします。妊婦及び乳幼児の健康診査、学校の健康診断の充実を図り、発達の遅れや障がいの早期発見ができる体制づくりが重要になります。特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知や、家族が適切な子育てを行えるよう発達障がい者支援センターとの連携を密にし、支援体制の充実が必要です。

また、障がいの重度・重複化、学習障がい（LD）、注意欠陥/多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等への対応など、障がい児教育をめぐる状況が大きく変化している中で、障害のある子どもたち一人ひとりの教育ニーズに応じた教育の展開が必要になることから、保育士等の資質や専門性の向上を図ることが必要となります。

障がい児一人ひとりが、成長後も社会の一員として、主体性を発揮し、生きがいのある生活が送れるよう、保育園や放課後児童健全育成事業における障がい児の受入れを推進するとともに、それぞれの障がいの状況に応じた適切な療育及び教育を充実し、社会全体で障がい児に対する健やかな育成に取り組む必要があります。

さらに、障がい者は、健康や日常生活に必要なことについて様々な問題を抱える場合も多いことから問題解決できるサービスの周知や専門的な医療・障がいの相談体制の充実が求められています。

【事業実施に対する考え方】

- 医療機関や関係機関との連携を強化し、障がいの早期発見・早期対応に努めます。
- 一人ひとりの子どもの特性に応じて、ライフステージにあわせた一貫した支援を進めます。
- 相談や情報提供・手当の支給等の支援により、子どもの福祉向上と保護者の養育支援を行います。

【実施事業】

実 施 事 業	事 業 内 容	担当
発達障がい児の早期発見のための連絡会議	保育園児を対象に総合的な相談を行い、関わり方についての相談や連絡を実施します。	健康福祉課、教育文化課
学校教育における支援	心身障がい児を有する児童・生徒の適正な就学を促進します。「ことばの教室」による早期訓練等を行い、小学生や言語障がい児の通級を促進し、障がいの程度に応じた教育の充実を図ります。通常学級と特殊学級間の交流を図ります。県立特別支援学校の教諭や県立療育センターの相談支援員による巡回指導を継続的に実施します。	学校、保育園、教育文化課
学校教育施設の改善・整備	学校教育施設をスロープ・手すり等を設置し、障がい者用施設整備を図ります。	学校、教育文化課
育児サークル支援 「あざみ会」 「おしゃべり会」	障がい児の育児不安をもつ母親への支援事業を行います。相談や学習機会の提供、自主サークル活動支援等を実施します。	健康福祉課
身体障がい者手帳の交付	身体障がい者に対し手帳を交付します。	健康福祉課
補装具・日常生活用具の給付	障がい児に対し、職業その他日常生活の能率の向上と便宜を図るため、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付・貸付を行います。	健康福祉課
在宅福祉サービスの充実	在宅の心身障がい児とその家族に障がい福祉サービスを提供し、地域生活の支援体制の充実を図ります。	健康福祉課
特別児童扶養手当支給	精神、身体に障がいのある20歳未満の児童の養育者に支給します。	健康福祉課
障がい児福祉手当支給	精神、身体に重度の障がいを持ち、日常生活で常時の介護を必要とする状態にある在宅の児童に支給します。	健康福祉課
重度心身障がい（児）者医療費助成	精神、身体に重度の障がいをもつ方を対象に医療費の助成を行います。	健康福祉課
高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくりの推進	住宅改善費を補助し、在宅の要介護高齢者及び重度身体障がい者の自立した生活を支援するため、住宅環境の整備の推進を図ります。	健康福祉課
障がいに関する情報の提供と相談	障がい年金・特別児童扶養手当等各種制度の周知の徹底を図り、相談に応じます。	健康福祉課、税務町民課
発達支援保育	保育が必要で、集団生活が可能な障がい児を健常児との交流を図るよう受け入れます。	保育園、健康福祉課
職員研修	障がい児保育を担当する保育士の研修を実施し、保育士の資質の向上を図ります。	保育園、健康福祉課

第3の柱「地域ぐるみ」で応援

7 地域における子育て支援

(1) 地域における子育て支援

核家族化が進み、地域において、人と人とのつながりが希薄化している昨今では、昔のように、同居している祖父母や、近所の知人などに、保育園の送り迎えを頼んだり、一時的に預かってもらうことが容易にできない状況にあります。

また、通常は、保護者が家にいて子どもの面倒をみている家庭においても、保護者の急な用事が生じた場合等、一時的に子どもを預けたい状況が生じる場合があります。

こうしたことから、子育て家庭に対しきめ細かな子育て支援サービスを効果的・効率的に提供し、子育てや子育て支援を開かれた形にしていくためには、地域全体に子育てに関する情報をわかりやすく提供していく体制が重要となります。

本町においては、三世帯同居率が高く、また地域の絆も強いことから、家庭や地域全体で子どもを見守る環境にあるものの、核家族化の進行等により育児不安を抱えたまま過ごしている人がいると考えられることから、仲間づくりや情報交換のための子育てサークルの育成や、地域における子育て支援関係機関や団体と連携したネットワークによる相談体制の充実など育児不安の解消に向けた取り組みが必要になります。

また、子どもの健やかな成長を考えると、親と子の触れ合う時間が大切ですが、核家族化、就労形態が多様化し、子どもと触れ合う時間が減少している状況にあることから、子育ては大事で本当に価値があるものだとして親が自覚できるように子育ての大切さを学ぶ機会を提供していきます。

【事業実施に対する考え方】

- 子どもと保護者が地域の中でつながりあえる場を提供し、不安や悩みを気軽に相談できる環境、子育てを通じた仲間づくりができる環境を整えます。
- 子育ての大切さを学ぶ機会を提供します。
- 子育て支援に関する情報の発信の強化を図ります。
- 町の宝である子どもや子育て家庭を、みんなで応援する活動を展開します。
- 行政内部の連携はもちろん、関係機関や団体・地域との連携を深め、ネットワーク化による総合的かつ効率的な支援を行っていきます。

【実施事業】

時期	実施事業	事業内容	担当
妊娠 期	妊娠期の子育て講座の開催	妊娠・出産・育児について学ぶ機会として、パパ・ママ学級を開催します。	健康福祉課
乳 幼 児 期	子育てサークルの育成	子育てを通じた仲間づくりや情報交換、自主的活動を推進するため、保護者同士のサークル活動を育成します。	子育て支援センター、健康福祉課
	地域子育て支援センター事業	「子育て支援センターあさひ」において、親子交流や講座の実施、子育てに関する相談・助言・情報提供を行い、子育て家庭を支援します。支援センターの休館日についても検討します。	子育て支援センター、保育園、健康福祉課、教育文化課、 <u>地域</u>
	子育てボランティア活動(子育て支援センター事業)「あさひ子育て応援隊」	町の宝である子どもたちを町民みんなで育てるために「あさひ子育て応援隊」を中心に、ボランティア活動を展開します。	子育て支援センター、健康福祉課 <u>地域</u>
	子育て応援100円券事業(子育て支援センター事業)	子育て支援センターの利用者と子育てボランティアに対して、町内商店・企業で使える「子育て応援100円券」を交付し、子育てを応援します。	総合産業課、健康福祉課、 <u>商工会</u> 、 <u>企業・商店</u>
	子ども相談	保健師、保育士、子育て支援員等が子育ての悩みや栄養・育児相談、助言、情報提供を行います。	子育て支援センター、保育園、健康福祉課、 <u>民生児童委員</u>
	子育て講座(乳幼児期)	育児の大切さ、育児の正しい知識の普及や情報提供、育児参加への意識向上等を目的に、両親や祖父母を対象とした子育て講座を開催します。	子育て支援センター、保育園、健康福祉課
	子育て応援サポート事業	育児困難家庭へのヘルパー派遣等を検討します。	健康福祉課
小・中 学 校 期	学校教育相談	進路・いじめ・非行等教育全般についての教育相談や、子育てやしつけ、子どもを取り巻く家庭環境等家庭教育についての相談を受付けます。児童相談所や保健所などの専門機関の紹介も行います。	教育文化課、 <u>民生児童委員</u>
全 年 齢	子育てに関する情報の提供	子育てに関する情報をまとめた「子育てガイドブック」を提供します。 また、広報紙、ホームページやチラシ等によりサービス実施の周知を図ります。	健康福祉課

(2) 子どもなどの安全の確保

子どもや妊産婦の交通安全を確保するためには、交通事故の実態に十分対応した総合的な交通安全対策を積極的に推進する必要があります。このため交通に関連する機関・団体が連携を一層密にし、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及・徹底、安全運転の確保、道路交通秩序の維持など、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進することが重要です。

さらに、子どもは、わが身に迫る危険に対して無防備なことから、親はもちろんのこと、社会全体で、子どもに起こりうる危険をできるだけ取り除き、安全を確保しなければなりません。

本町では、年間を通じた交通安全運動、保育園・小学校においては、交通安全専門指導員による指導を行っています。今後も子どもを交通事故から守るため、警察、保育園、小学校や、交通安全教育を行う機関・団体等と情報交換を行うなど、連携・協力体制の強化を図り総合的な交通事故防止対策を推進していく必要があります。

近年、子どもを狙った連れ去りなどの犯罪が増え続けています。子どもが犯罪などの被害に遭わないような、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について犯罪等の防止に配慮することが必要になります。

また、子どもを犯罪から守るためには、子ども自身に防犯の習慣をつけさせることと、地域ぐるみで子どもの安全を守る取り組みが必要になります。そのため防犯講習や防犯対策は、警察、学校、PTA、地域、企業などと緊密な情報交換や、地域パトロールを実施するなど、連携・協力体制を強化し、子どもの安全確保を推進していく必要があります。

【事業実施に対する考え方】

○子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るための活動を、地域一体となって推進します。

【実施事業】

実 施 事 業	事 業 内 容	担 当
学校教育施設の改善・整備	危険箇所の改善や耐震診断結果に基づく耐震工事など学校教育施設の改善、整備を実施します。	教育文化課
安全・安心な学校・保育園づくりの推進	避難訓練や防犯学習、危険箇所の点検、交通ルール習得のための安全教室の開催やPTA等との交通安全街頭指導など安全教育を推進します。	学校、保育園
安全・安心な地域づくりの推進 「子ども110番の家」 「子ども見守り隊」 「防犯活動の推進」 「交通安全活動の推進」	子どもが助けを求められる「子ども110番の家」協力世帯を広げ、通学等の安全を図ります。また、地域住民の協力による子ども見守り隊の活動を実施します。 犯罪を未然に防ぐため、関係機関と連携を図り防犯活動を実施するとともに、防犯灯の整備を進めます。 交通事故を未然に防ぐため、交通安全専門指導員による交通安全教室等の交通安全活動を実施するとともに、防護柵・道路反射鏡等の整備促進や除雪対策の充実を図ります。	保育園、学校、健康福祉課、教育文化課、総務課、 <u>地域</u> 、 <u>警察</u> <u>防犯協会</u> 、 <u>交通安全推進協議会</u>

(3) 児童虐待防止対策の充実

近年、児童虐待に関する相談件数は、年々増加する傾向にあり、その内容も複雑化し、深刻な社会問題になっています。

虐待は、育児に関する悩みを抱えているが相談できる人がいなかったり、生活上のストレス、日常的な注意・しつけがエスカレートして虐待をしてしまうなど、その背景は多岐にわたることから、一口に因果関係を見極めることは困難ですが、どこの家庭にでも起きる可能性があります。

児童虐待は、子どもの心と身体に深い傷を残し、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるばかりか、次の世代に引き継がれ、将来、更に深刻な社会問題へと拡大するおそれもあります。

児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくためには、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講じるとともに、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、即対応できるよう、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制の構築が不可欠です。

本町では、児童虐待による事件は発生しておりませんが、潜在的な児童虐待も考えられることから、要保護児童対策地域協議会を開催し、各関係機関と連携を図り、ネットワークを効果的に機能させ、早期発見・早期対応を図り児童虐待を防止し、児童の健やかな成長を支援していきます。

【事業実施に対する考え方】

- 子どもの虐待の発生予防のため、早期発見・早期対応と関係機関の情報交換によるネットワーク化を進めます。
- 子育て中の親の育児不安などに対する相談体制を強化します。

【実施事業】

実 施 事 業	事 業 内 容	担 当
朝日町要保護児童対策地域協議会（子育て支援連絡会議）	朝日町要保護児童対策地域協議会（子育て支援連絡会議）で、児童虐待の発生防止から早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を行います。また、支援が必要な子どもや家庭に対する支援策や子育て支援施策全般についても総合的に調整・検討します。	健康福祉課、教育文化課、学校、保育園、民生委員、 警察

8 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 若い人への定住対策

昨今の人口の減少と少子化は、子どもを産み育てる若年層世代の町外転出等が原因となっている面もあり、住まいや就業の場の確保など、若者の定住対策が必要です。

本町においても、地元就職したくても働く場が数少ないなどの理由で、若年層世代が都市圏へと流出する傾向が続いています。

若者の定住促進は、本町にとり最重要課題であり、若者ならではの視点で住みたいと思う魅力あるまちづくりを推進するという観点からも、本町においては「日本一カッコいい田舎町」を目指し、まちのブランド化に向けた取り組みを進めております。

【事業実施に対する考え方】

- 若者の活動を応援します。
- 子育てをされる方が、ずっと住み続けたいような町を目指します。
- 朝日町に転入したり、戻ってきても安心して子育てができる町を目指します。

【実施事業】

実施事業	事業内容	担当
次代の担い手の育成	若者が地域で活躍できる環境をつくります。	地域、政策推進課、教育文化課
働く場の確保・就労支援	町内産業の振興や起業の育成支援を行い、安定した暮らしができる雇用を確保します。特に、新規学卒者や新規就農者の支援を強化します。	農林振興課、総合産業課、商工会、企業・商店
婚活応援	婚活イベント等による出会いの場を提供します。仲人活動をしている方への支援も行ないます。	政策推進課
宅地の分譲	安価な宅地を提供し、町内定住を促進します。大谷東住宅団地の購入については、様々な特典を設定します。	建設水道課
木材製品利用住宅建築奨励助成	新築及び増改築される住宅で、町内製材業者から納入された国産木材を使用し、町内建築業者が施工する場合に助成します。	建設水道課
持家住宅建築奨励助成	自ら居住する住宅の建設工事（新築・増改築・修繕等）を町内建設業者が施工する場合に助成します。	建設水道課
合併処理浄化槽設置助成	快適な生活環境づくりの一つとして、合併処理浄化槽の設置を促進します。	建設水道課
転入の促進	空き家バンクの運営、定住総合窓口の設置、空き家リフォーム支援、就農支援等を行い、転入促進を図ります。	政策推進課、農林振興課
交通アクセスの充実	デマンドタクシー「あいのり号」、山形直行バス運行等により町民の足を確保し、生活の利便を図ります。	政策推進課

(2) 生活環境の整備

住宅は、生活の基盤であり、かけがえのない空間です。

本町では、子育て世帯において、子どもがのびのびとゆとりを持って生活でき、安心して子育てできる良質な住宅の整備が求められていることから、子育てを担う世代向け賃貸住宅の供給を促進するなどの取り組みを推進していく必要があります。

妊産婦や子どもたちが、安全で快適に生活していく上で、現在の社会にはさまざまな障壁（バリア）が存在します。道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、妊産婦や子ども、高齢者や障害者などすべての人が利用しやすい施設になるようにバリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりと情報提供の周知を図る必要があります。

【事業実施に対する考え方】

○自然豊かな環境の中で、伸び伸びと安心して子育てができる環境づくりを地域一体となって進めます。

【実施事業】

実 施 事 業	事 業 内 容	担 当
町営住宅の提供	町営アパートを提供するとともに新たな町営アパートを整備します。	建設水道課
安心して外出できる環境の整備	道路の新設、改良にあわせて、乳幼児や高齢者等に配慮した道路の整備や交通安全施設の整備を図ります。	建設水道課
利用しやすい施設の改善・整備	公共施設にスロープや手すりを設置するなどバリアフリーの推進を図ります。また、子ども連れでも利用しやすい子どもサイズの便器、手洗い器、ベビーベットの授乳スペース等の整備、設置等を推進します。事業所等にも働きかけていきます。	総務課、建設水道課

9 仕事と子育ての両立を目指す環境の整備

近年女性の就業者が増加し、男性、女性ともに仕事も家庭生活も両方大事にしたいという考え方をもつ人が増えてきています。

子どもを育てながら仕事を継続するには、男性の育児参加の面からも、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現を目指し、すべての人が仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めることが必要です。

また、仕事と子育てを両立するためには、家庭や自分の生活よりも、仕事を優先することを求められるなど、個人や家庭での努力だけで解決することは難しい状況が多くみられます。家庭のみならず、地域住民、事業主が子育てに対する理解を示し、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の慣行を解消する意識改革が必要です。

このほか、職場において働きながら子育てをするためには、労働時間の短縮や子どもの急病への対応、育児に無理のない職務内容、育児休業を取得しやすい環境整備、出産や育児のためにいったん退職した人の職場復帰や再雇用など、雇い主のきめ細かい対応が望まれます。

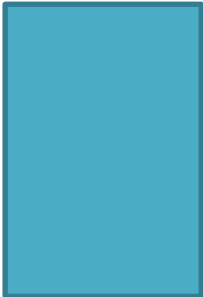
このことから、本町においても就労者や雇い主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発や研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら実施するなど、労働者が仕事と子育てを両立できるような、子育てしやすい就労環境づくりを推進します。

【事業実施に対する考え方】

- 男女が共に子育てをするという男女共同参画意識を啓発します。
- 国・県・関係団体などと連携しながら、事業所や労働者に対して子育てしやすい職場環境づくりを啓発します。
- 保育需要に合った保育サービスを検討し実施していきます。

【実施事業】

実 施 事 業	事 業 内 容	担 当
男女共同参画の促進	男女共同参画社会の実現に向けて、パパママ学級などのセミナーや情報の提供を行います。	政策推進課、健康福祉課、子育て支援センター
子育てしやすい職場環境づくりの推進	仕事と生活の調和（ライフ・ワーク・バランス）の実現に向けて、男女ともに育児休業や子の看護休暇等を積極的に取得できるようになるなど、関係法制度の普及・定着を進めます。	政策推進課、健康福祉課、総合産業課、 商工 会 、 企業・商店



第4章

提供区域における実施計画



第4章では、新制度における教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について、ニーズ調査、現状を踏まえ策定しています。

第4章 提供区域における実施計画

1 教育・保育提供区域

量の見込みとその確保方策を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定します。

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割のことで、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて設定します。

町内には、保育園が1園、小学校が3校ありますが、教育・保育の提供体制から、町全体を1区域として設定します。

■教育・保育提供区域

区分 / 施設・事業名			区 域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園・保育所（園）・認定こども園	町全域
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援		町全域
	② 地域子育て支援拠点事業		町全域
	③ 妊婦健診		町全域
	④ 乳幼児家庭全戸訪問事業		町全域
	⑤ 養育支援訪問事業		町全域
	⑥ 子育て短期支援事業		町全域
	⑦ ファミリー・サポート事業		町全域
	⑧ 一時預かり事業		町全域
	⑨ 延長保育事業		町全域
	⑩ 病児・病後児保育事業		町全域
	⑪ 放課後児童クラブ		町全域
	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業		町全域
	⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		町全域

2 幼児期の学校教育・保育量の見込みと提供体制の確保

(1) 1号認定

■ 1号認定（幼稚園・認定こども園）

（単位：人）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み （必要利用定員）	3	3	3	3	2
確保の方策	0	0	0	0	0
教育・保育施設	0	0	0	0	0
地域型保育事業	0	0	0	0	0
過 不 足	▲ 3	▲ 3	▲ 3	▲ 3	▲ 2

《事業実施に対する考え方》

ニーズ調査の結果、若干名が幼稚園の希望があるという結果となったが、町内には、幼稚園・認定こども園がないため、過不足については、広域利用にて対応していきます。

(2) 2号認定

■ 2号認定(保育園・認定こども園)

(単位：人)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (必要利用定員)	118	121	118	111	105
確保の方策	156	156	156	156	156
教育・保育施設	156	156	156	156	156
地域型保育事業	0	0	0	0	0
過 不 足	0	0	0	0	0

《事業実施に対する考え方》

保育園・認定こども園の2号認定は、町内に1つある保育園で全て受入ることが可能となります。

(3) 3号認定

① 0歳児（保育園・認定こども園）

■ 3号認定 0歳児（保育園・認定こども園）（単位：人）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (必要利用定員)	7	7	7	7	7
確保の方策	7	7	7	7	7
教育・保育施設	7	7	7	7	7
地域型保育事業	0	0	0	0	0
過 不 足	0	0	0	0	0

② 1・2歳児（保育園・認定こども園）

■ 3号認定 1・2歳児（保育園・認定こども園）（単位：人）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (必要利用定員)	35	35	37	37	37
確保の方策	35	35	37	37	37
教育・保育施設	35	35	37	37	37
地域型保育事業	0	0	0	0	0
過 不 足	0	0	0	0	0

③ 3歳未満児の保育利用率

■ 3歳未満児の保育利用率（単位：人・％）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
児童数	109	104	105	102	98
保育児童数	42	42	44	44	44
保育利用率	38.5	40.4	41.9	43.1	44.9

《事業実施に対する考え方》

3号認定については、既存の保育園での受入れにて対応していきます。

0歳児についてのニーズ調査の結果は、40名となっていますが、現状の利用定員から調整しています。3号認定は、年々増加傾向にあるため、安全・安心の保育を実施するにあたり、施設、職員体制について整備していきます。

3 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

(1) 利用者支援事業

《事業内容》

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等を行います。

■利用者支援事業

(単位：か所)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の方策	1	1	1	1	1
過 不 足	0	0	0	0	0

《事業実施に対する考え方》

既存の子育て支援センターにて対応します。

(2) 子育て支援拠点事業

《事業内容》

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

■子育て支援拠点事業

(単位：か所)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保の方策	1	1	1	1	1
過 不 足	0	0	0	0	0

《事業実施に対する考え方》

既存の子育て支援センターにて対応します。

（３）妊婦健診事業

《事業内容》

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施します。

■妊婦健診事業

（単位：人）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	40	40	40	40	40
確保の方策	40	40	40	40	40
過 不 足	0	0	0	0	0

《事業実施に対する考え方》

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査により健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施します。

母子健康手帳交付時に妊娠健康診査受診票を交付します。

（４）乳児家庭全戸訪問事業

《事業内容》

生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

■乳児家庭全戸訪問事業

（単位：人）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	40	40	40	40	40
確保の方策	40	40	40	40	40
過 不 足	0	0	0	0	0

《事業実施に対する考え方》

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

（５）養育支援訪問事業

《事業内容》

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

■養育支援訪問事業

（単位：人）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	3	3	3	2	2
確保の方策	3	3	3	2	2
過 不 足	0	0	0	0	0

《事業実施に対する考え方》

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、家庭の適切な養育の実施を確保します。

（６）子育て短期支援事業

《事業内容》

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが、一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

■子育て短期支援事業

（単位：人）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保の方策	0	0	0	0	0
過 不 足	0	0	0	0	0

《事業実施に対する考え方》

ニーズ調査の結果、ニーズはない見込みです。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート）

《事業内容》

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

■子育て援助活動支援事業

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	3	10	10	20	20
確保の方策	3	10	10	20	20
過 不 足	0	0	0	0	0

《事業実施に対する考え方》

現在、ファミリーサポート事業の利用者はほとんどいない状況ですが、サポート体制の見直しを図り、利用者を増やしていきます。

(8) 一時預かり事業

《事業内容》

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、昼間を主として、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行います。

■幼稚園における一時預かり

(単位：人/年)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保の方策	0	0	0	0	0
過 不 足	0	0	0	0	0

■2号認定による定期的な利用

(単位：人/年)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保の方策	0	0	0	0	0
過 不 足	0	0	0	0	0

■その他の一時預かり事業

(単位：人/年)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1,036	991	954	911	869
確保の方策	1,036	991	954	911	869
過 不 足	0	0	0	0	0

《事業実施に対する考え方》

幼稚園がないので幼稚園での一時預かりの見込みはありません。2号認定についても既存の保育園にて通年で受入れを実施しているので、恒常的な一時保育の見込みはありません。

その他の一時預かりとして、3歳未満児を対象に受入れを実施します。

（９）延長保育事業

《事業内容》

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育を実施します。

■延長保育事業 （単位：人）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	115	110	110	105	100
確保の方策	115	110	110	105	100
過 不 足	0	0	0	0	0

《事業実施に対する考え方》

延長保育については、既存の保育園にて対応します。

（10）病児・病後児保育事業

《事業内容》

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

■病児・病後児保育事業 （単位：人/年）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	261	250	241	230	219
確保の方策	261	250	241	230	219
過 不 足	0	0	0	0	0

《事業実施に対する考え方》

既存の保育園において、看護師が常駐しているので、保育中の体調不良児を保護者の迎えまで安静に預かっています。

(11) 放課後児童クラブ

《事業内容》

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

■放課後児童クラブ（低学年）

（単位：人）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	35	35	35	35	35
確保の方策	35	35	35	35	35
過 不 足	0	0	0	0	0

■放課後児童クラブ（高学年）

（単位：人）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保の方策	5	5	5	5	5
過 不 足	0	0	0	0	0

《事業実施に対する考え方》

現在3小学校区となっていますが、町内に1クラブで全学区からの受入を行っています。放課後こども教室とも連携を図りながら今後とも町内1クラブで全学区から受入を行います。

また、老朽化した施設の整備、遠方からの通所手段の確保を図っていきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

《事業内容》

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成します。

■実費徴収に係る補足給付を行う事業 (単位：人)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保の方策	0	0	0	0	0
過 不 足	0	0	0	0	0

《事業実施に対する考え方》

旧制度においても、実費徴収分については保護者負担としており、新制度においても、現状どおり保護者負担とし、現時点では事業を実施しない予定ですが、今後の要望等を勘案し、事業実施を検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

《事業内容》

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

■多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 (単位：か所)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保の方策	0	0	0	0	0
過 不 足	0	0	0	0	0

《事業実施に対する考え方》

教育・保育施設の提供体制が確保できているため、新規参入を促進する必要が認められないことから、現時点では事業を実施しない予定ですが、今後、多様なニーズが拡大した場合には、事業実施を検討していきます。

4 幼児期の学校教育・保育の推進に関する体制の確保

（１）認定こども園の普及について

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることから、0歳から就学前のすべての子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園を普及するという国の方針が打ち出されています。

あさひ保育園から認定こども園への移行については、国における制度や幼児教育の動向を踏まえて慎重に検討します。

（２）保育園、小学校の連携について

乳幼児期の発達は連続性を有しており、また、幼児期の教育は「生きる力」や「豊かな心」を育み生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとなります。幼児期と学童期における子どもの育ちの連続性を確保するため、保育園、小学校の交流や保育士、教職員の意見交換など保育園、小学校の連携の推進を図ります。



第5章 計画の推進及び評価



第5章では、計画を推進するにあたりそれぞれの役割、計画の評価について策定しています。

第5章 計画の推進及び評価

1 計画の推進

本計画は、朝日町における子育て支援の基本計画であり、その内容は福祉・保健・医療・教育・雇用・生活環境など多岐にわたっています。

このため、行政内部においては業務所管課のみの展開ではなく、子育て支援という広い視点から事業を進めていく必要があります。

また、計画の基本理念を達成するためには、行政の施策だけでは十分ではありません。地域社会全体において子どもや子育て家庭を見守る様々な立場で、子育て支援の理念に理解を深め、それぞれの役割を实践されることも求められています。

行政内部の連携はもちろんですが、関係機関や団体、地域との連携も密にし、町全体として総合的かつ効果的な事業展開を行いながら、本計画を推進していきます。

（１）行政の役割

- 庁内各課はもとより、家庭や保育園、学校、地域や企業等と連携をしながら総合的に施策を推進します。
- 民間の団体等が行う自主的な子育て支援の取り組みを支援します。
- 子育てに関する町民のニーズを把握し、子育て支援の取り組みに生かします。

（２）家庭の役割

- 子どもの人権を尊重し、親子の触れ合いの中で子どもを育てます。
- 父親が積極的に家事や子育てにかかわり男女が協力して家庭を築きます。
- 日常生活の中で、基本的な生活習慣や社会的な規範や礼儀作法を教えます。
- 自然体験、世代間のふれあい、スポーツ活動など様々な体験の機会を与えます。

（３）保育園・学校の役割

- 子どもの個性を尊重しながら、健やかな身体、豊かな心、学力を育みます。
- 家庭や地域との連携を深め、次代の人材を育成します。

(4) 地域の役割

- 地域の宝である子どもたちに注目し、大人たちが見守る地域を作ります。
- 近隣でお互いに助け合える人間関係づくりに努めます。
- 子どもを取り巻く環境に目を配り、環境を良くする取り組みを行います。
- 家庭、学校や行政と連携しながら、子どもたちに多様な生活体験と触れ合いを提供するなど、人材や機能を活用した支援を行っていきます。

(5) 企業や職場の役割

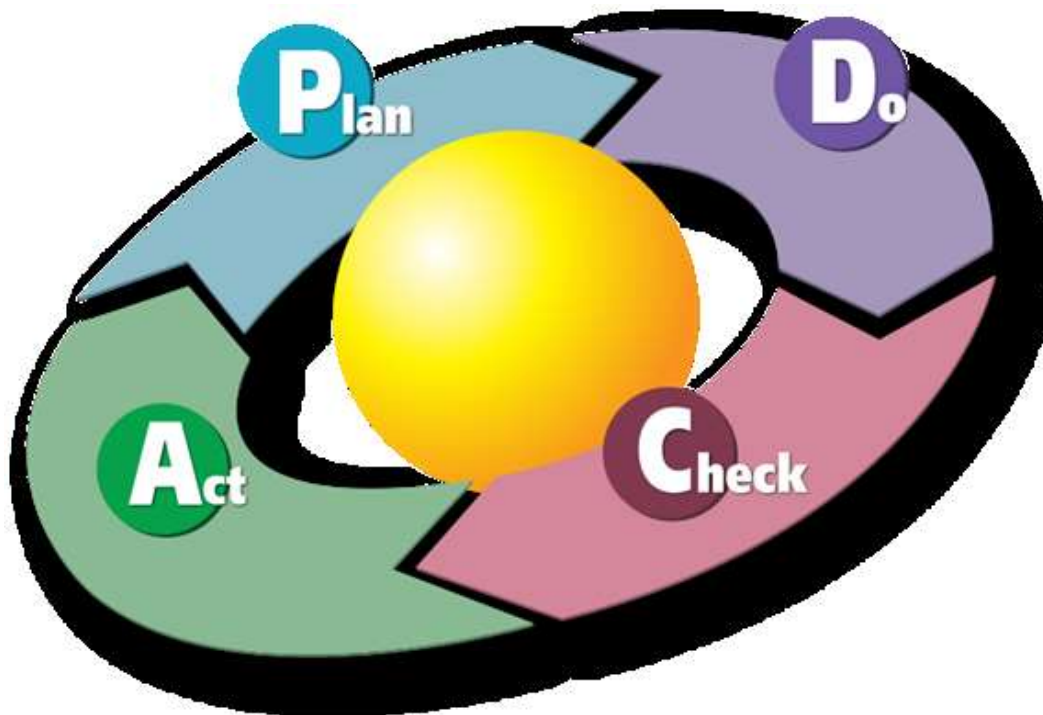
- 子育て家庭で、男女が協力して家事や育児に参加できるよう、制度や職場環境の面で支援します。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく、一般事業主行動計画の策定とその実行に努めます。

2 計画の評価

本計画の進行状況の管理及び実施状況の点検評価については、教育文化課、健康福祉課、が事務局となり「朝日町子ども・子育て会議」において事業の実施状況並びに進捗状況を確認、評価・今後の対策を講じていきます。

また、計画は、「計画 (Plan) ⇒実施 (Do) ⇒業務進行管理 (Check) ⇒改善 (Action)」のPDCAサイクルを継続的に実施していくことで、計画の達成を目指します。

■PDCAサイクルの概念図





資 料



資 料

1 朝日町子ども・子育て会議の経過

回 数	日 程	協議事項等
第1回	平成26年 3月19日	・ 子ども・子育て会議の概要 ・ 子ども・子育て支援新制度にかかる国の動き ・ 子ども・子育て支援事業計画策定について
第2回	4月24日	・ ニーズ調査の結果について ・ 計画について 項目と方向性について
第3回	7月1日	・ 保育園・放課後児童クラブ等事業について
第4回	8月6日	・ 保育園・放課後児童クラブ等事業の今後の方向性について ・ 妊娠・出産期から中学校期の子育て・教育について
第5回	10月3日	・ 保育園等の今後の方向性について ・ 妊娠出産期から中学校期の子育て・教育の今後の方向性について
第6回	11月5日	・ 朝日町子ども・子育て支援事業計画の素案について
第7回	平成27年 2月26日	・ 朝日町子ども・子育て支援事業計画の最終確認について

2 朝日町子ども・子育て会議委員名簿

	氏 名	地 区	備 考
1	阿部 隆浩	夏 草	
2	阿部 裕子	緑 町	
3	成原 誠	新 宿	
4	峯田 博美	大 町	
5	渡邊 友美	大 谷 5	
6	鈴木 洋子	松 程	
7	阿部 憲明	真 中	会長
8	石井 好秀	大 谷 2	
9	小林 秀子	西 町	副会長
10	多田 秀人	大 町	

[順不同、敬称略]

	奥山 優佳	東北文教大学短期大学部	アドバイザー
--	-------	-------------	--------

[敬称略]

《 事務局 》

	氏名	課名	職 名
1	安藤 昭郎		教育長
2	松田 勝美	教育文化課	課 長
3	山口 義博	教育文化課	主 幹
4	佐藤 修	教育文化課	主 査
5	白田 久寿	健康福祉課	課 長
6	村山 敏子	健康福祉課	課長補佐
7	海野 淳	健康福祉課	子育て支援係長
8	和田 冴子	健康福祉課	子育て支援係主事

朝日町子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月
発行・編集 朝日町 健康福祉課
〒990-1442
山形県西村山郡朝日町大字宮宿 1115
TEL : 0237-67-2111 (代表)
FAX : 0237-67-2117